

## 総合資源エネルギー調査会総合部会 第6回電気料金審査専門委員会

日時 平成24年6月20日（水）14：30～17：12

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

### 1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第6回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙中のところ、委員各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、前回に続きまして、阿南さん、矢野さん、それから、ちょっとおくれておられますけれども、消費者庁の長谷川課長もオブザーバーとしてご出席いただいています。ありがとうございます。さらに、今回、消費者委員会から細川委員、それから小田審議官にご出席いただいております。ありがとうございます。東京電力からは、今回も高津常務取締役お客様本部長にご出席いただいております。

では、以後、安念委員長に進行をお願い申し上げます。

### 2. 消費者委員会からの説明

○安念委員長

どうもありがとうございました。ご出席の皆さん、お忙しいところをどうもありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日の最初の議題といたしまして、昨日、消費者委員会におきまして、東京電力の家庭用電気料金値上げ許可申請に関する消費者委員会としての現時点の考え方がまとめられたと伺っております。そこで、消費者委員会よりご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○細川消費者委員会委員

消費者委員会の委員をしています細川と申します。よろしく願いいたします。

昨日になりますけれども、6月19日の消費者委員会におきまして、「東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する消費者委員会としての現時点の考え方」というペーパーを発表いたしましたので、きょうは機会をいただきまして、そのポイントについてご説明いたします。

消費者委員会はこの東京電力の値上げの問題が大きくなる前に公共料金のあり方については注目しておりまして、本年の2月28日に関係大臣に対して、公共料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点からの取り組みの推進を求める公共料金問題についての建議を、関係省庁に行ったところでございます。さらに、本年5月10日付で経産大臣に対して、家庭用電気料金の決定過程における適切な審査、公聴会の適切な開催、適時適切な情報提供を求める委員長声明を行ったところでございます。

また、今回の値上げ認可申請に関して、消費者にとってよりわかりやすい説明や追加の説明が必要と考えられる点について検討を行い、東京電力の家庭用電気料金値上げにかかわる質問として整理し、それをもとに今まで3回、5月29日、6月12日及び19日にわたって経済産業省及び東京電力からヒアリングを実施したところでございます。

お手元の資料の考え方に示しております疑問点や課題は、これまでにお示した質問や3回のヒアリングにおいて委員から出された疑問や意見を整理したものでございます。それでは、中身の疑問点及び課題についてご説明したいと思いますけれども、この中では既に本委員会で議論されている部分もございますので、主に余り議論がなかったと思われるところを少し詳しくご説明する形でご紹介をしたいと思います。

まず、1つとして、人件費でございます。東京電力の人件費のうちの福利厚生費については、料金算定に当たって原価として認めるのは、私たちは法定厚生費に限るべきではないかというふうに思っております。法定外の厚生費は企業の裁量によるものであるわけですから、それらに要する費用は利用者に負担を新たに求めるのではなく、利益の中から工面すべきではないかというふうに思っております。

2番目の公的資金が資本注入された状態にある東京電力の従業員、特に幹部社員の人件費については、ほかの公共企業と同レベルを維持するという考え方ではなくて、さらに圧縮が必要ではないかなと思います。まさにほかの企業と同じところが最終目的ではなくて、それがスタートで、そこから幾ら下げるか。もちろん、労働者の権利とかそういうものもありますけれども、そうした中でまずはそこがスタート点じゃないかなというふうに私どもは思っています。

2番目の競争入札・随意契約、これは本委員会でも議論があるところだと思いますけれども、やはり競争入札率を、今ですと30%ということですが、これはちょっと承服いたしかねるということでございます。また、その随意契約をせざるを得ない場合でも、取引先である子会社関連会社の費用削減、ここにもう少し焦点を当てるべきではないかというふうに思っております。

燃料費については、燃料の購入価格水準あるいは料金の負担増を全額値上げに賦課するのはどうかというふうに思いますし、今後も燃料費圧縮のための作業を考えていただきたいと思ってお

ります。

また、購入電力料、これもこちらでも議論になっておりますけれども、日本原子力発電などから電力の購入がないにもかかわらず、購入電力料として今後、年平均1,000億円を払うということになっています。これは今まで100億キロワット近い電気を買っていたときに1,000億円で、それを全くゼロになったのに、それよりもさらに2億数千万円高いという、これはどう考えても理解できません。昨日、いろんな契約、長期契約だとかいろいろお話はありましたけれども、この内訳を示せずしてこれは消費者が納得するわけないというふうに私たちは思います。原子力がとまっているから火力発電で費用がかかると言っていて、その値上げをしているのに、とまっている部分に1,000億も払うというのは、これはやはり納得できる説明をいただきたいというふうに思っております。

事業報酬・減価償却費ですけれども、原子力発電のあり方そのものについては、消費者委員会の論点というよりも国民的論議が行われるべき問題であります。今回の値上げ申請における原価算定という観点から見れば、福島第一原発の5号機、6号機及び第二原発について、レートベースから外れる一方、減価償却費等は原価に含まれていることについては問題ではないかというふうに思っていますし、柏崎刈羽原子力発電所は平成25年度から順次稼働させるものと仮定されており、原価算定期間において一時的に不稼働期間があることから、原価算定に当たっては、例えば建設中の設備についてはその2分の1をレートベースに算入するという、そういうことでありますから、これは資本サービスを提供していないことを考慮した措置と考えられますので、この例に倣って、不稼働期間中の柏崎刈羽原子力発電所の設備についても、レートベースに算入する割合を検討すべきではないかというふうに思っております。

あと、原子力発電所が停止したため燃料費が増大したことが今回の値上げ申請の要因でありますけれども、不稼働期間中の柏崎刈羽原子力発電所の減価償却費を原価に含めると、消費者にとっては発電費用の二重計上になるのではないかと、よって柏崎原子力発電所の減価償却費は不稼働期間中は原価から除くべきではないかというふうに思います。

また、公的資金が資本注入された東京電力においては、事業報酬3%というこのルール、これが事情変更としてその実情に即した算定方法が考えられないかというふうに思っております。

あと、直接今回の値上げ申請には影響はないと思いますけれども、今後のこういった電力料金の認可に当たっての課題ということで、規制部門と自由化部門のコスト配分ルールがやはり実態に合っているか検証が必要ではないかというふうに思いますし、規制部門と自由化部門の売電量と利益率について、認可当時の計画と著しく乖離した場合にとるべき措置について、これは2月の消費者委員会における建議で、料金値下げのプロセスを考えるべきとしていますけれども、こ

れも踏まえて今後検討すべきではないかなというふうに思います。きのうのご説明で、電気事業法23条があるということでしたけれども、これは極めて特殊というか、本当にかなり厳しい条件での規定ですので、これを適用するというのは少し無理があると思いますので、料金についての弾力的な運用ができる、そういった制度が必要かなというふうに思います。

あと最後に、事業報酬について最優先で特別負担金の返済に充てられるということも事前にも確認し、事後にも検証を行うべきではないかというふうに思っております。

こういった点をご指摘したわけですが、本委員会ではさまざまな論点をご審議されていることは承知しておりますし、これらの点についてもあわせてご検討いただければというふうに考えております。また、今後、審査専門委員会で査定方針の考え方を出されるものと考えておりますけれども、その内容とともに今回の疑問点や課題がどのように反映されたかについて、経産省におかれましては消費者委員会においてもご説明を伺いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。小田審議官から何か補足していただく——いいですか。どうもありがとうございました。それでは、ご指摘を拳拳服膺いたします。

ただいまのご説明に対しまして何か現時点でのご質問やコメントがおありの方、どうぞ。

矢野さん、どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

今の消費者委員会の指摘を受けて、東電さんに質問してよろしいでしょうか。

○安念委員長

ええ、どうぞ。どっちみち質問なさるでしょうから。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

それでは、2点ほどお聞きいたします。1つ目の人件費ですが、今回、消費者委員会のほうは法定厚生費に限るべきではないかということで、福利関係は利益の中、工面すべきではないかというのがありますが、では仮に法定厚生費に限った場合、福利厚生面を工面できるのかどうかをまずお聞きしたいと思います。それが1点目です。

それから、2点目は、同じく、もう一つ入れるべきではないというのがあったと思うんですけども、ちょっともう一回確かめてからにします。

○安念委員長

じゃ、まず今の点にお答えいただきかたがた、思い出してください。今すぐお答えいただけるかどうかわかりませんが、どうですか。

○高津東京電力株式会社常務

昨日議論していただいた内容で、法定外の厚生費について、私ども、先般も一人当たり年間30.3万円ということで、これはレベル的にはそんな高いものじゃございませんということでお話ししました。これを全廃ということになりますと、お話ししましたが、この中には交通安全対策とか熱中対策、インフルエンザ等々、あるいは健康管理の運営費用とか、そういったものも含まれておりまして、私ども、そういうものは必然的に出さざるを得ないという部分でございますので、全廃ということのご意見でございますけれども、なかなか厳しいかなというのが私どもとしての意見でございます。

○安念委員長

そうおっしゃるでしょうな。

細川さん、どうぞ。

○細川消費者委員会委員

我々は全廃しろと言っているのではなくて、原価の算入にそれを入れるのはおかしいということです。だから、原価の算入に入れるのではなくて、必要だと思って、皆様方が努力されて、その利益で出すのはどうぞ勝手に。ただ、それを原価算入の中に入れて、この値上げの中を含めるというのは、この状況の中でどうですかということをお伺いしているということです。

○高津東京電力株式会社常務

厳しいご指摘だと思いますが、私どもとしてはその部分を本当にお願ひするしかございませんので、いろいろご意見賜りたいと思います。

○安念委員長

わかりました。今の点についてはまたそのようなご指摘があったということをよく留意いたします。

矢野さん、思い出されましたか。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

すみません。2ページ一番下にあります柏崎刈羽のところの発電費用の二重計上になるのではないかという指摘があったんですが、だから、不稼動期間中は減価償却費を原価から除くべきという指摘がありますが、このことについて、柏崎刈羽は将来稼動予定ということで設定されておりますが、では、減価償却費を仮にこの指摘のとおり不稼動中に原価から除いた場合はどういう対応をされるのか、それをお聞きしたいです。

○高津東京電力株式会社常務

費用としましては減価償却費は必ず計上することになりますので、私どもとしてはその分を何

とかお願いしたいということをお願いしております。ないということになりますと、その分は持ち出しということになってしまいます。

○東京電力株式会社説明補助者

ちょっと補足させていただきますと、これは今回の3年平均の原価でございますので、3年間の平均のこれから順次立ち上がる予定の、仮定の柏崎を稼働を前提としているということでございますので、仮に柏崎が動かないという前提ですと、コスト増要因として7%分がございまして、現在動いていないのが順次これは動くという前提で、3年間の平均という形でやっておりますので、基本的には3年間を通じまして柏崎が順次稼働していくということをお願いしているということで、むしろこれは稼働の先取りというふうに我々は考えてございまして、その点につきましてはご配慮をいただければというふうに思っております。

○安念委員長

この点についてはこういうご指摘があったということは、我々もよく受けとめたいと思います。ただ、原価で回収できないとなれば、原価に含める含めないに関係なく、企業会計上は必ず減価償却費は積まなければなりませんので、その分は原価では回収できないから、どこかで搾り出すしかないという、ただそれだけのことということでございましょうね。

じゃ、ほかには——どうぞ、山内先生。じゃ、まず山内先生。その次、松村先生。

○山内委員

どうもありがとうございます。前回のこの委員会の議論で、レートベースと減価償却費の関係については、これを原価に入れるか入れないかという、そういうこととは別にして、レートベースと減価償却費を立てることの平行な関係があるんだということでこれは一致したと思うんですけども。その背景にあるのは、現代の企業会計の基本は、要するに資産価値というものがどれだけの収益を得られるかということから来ているわけで、減価償却費を立てるか立てないかということと資産価値の大きさというものは必ず関係してくるわけですね。特に、今回のケースでも総括原価の中に減価償却費を立てるか立てないかは極めて大きな問題。

そうしますと、とにかく先ほど言いましたように、それをに入れるか入れないかは別にして、平行な関係を保たないと企業会計上は説明ができないと我々は思うんですけども、ご指摘の点でいうと、例えば柏崎刈羽の件について、レートベースとしての算入とそれから減価償却を切り離して考えられていらっしゃるわけだけども、もともとレートベースは構成資産価値でありますので、バランスシート上の価値を反映しなければならぬ。そうすると、その間の関係をどういうふうにとらえられているかということについて質問をしたいと思っております。

○安念委員長

そこでおっしゃるバランスシートというのは、まさに企業会計上のバランスシート、つまり会社法上のバランスシートということですよ。

○山内委員

付言しますと、レートベース自体は企業会計上のバランスシートから来るものであって、したがって価値自体は企業会計上のバランスシートの内容を反映するものになります。そして、今回の場合、減価償却を立てるか立てないかによって企業の収益率が変わってきますので、そういったしますと、企業会計上のバランスシートに減価償却があるなしということが非常に大きくきいてくるわけです。もしもそうだとするといけないので——いけないといひますか、それがパラレルであるので、それを入れるか入れないかを見ましようという、そういう話をしていたわけですね。ご指摘のところだと、半分入れて、減価償却を入れないと、こういうふうになっているわけだけれども、その辺の関係をどういうふうにとらえられているかということをお伺いいたひでござひます。

○安念委員長

もしお考えがあれば。

○小田審議官

これは委員会の中でいろいろ出たご意見ですので、そこまで深く企業会計まで立ち入って検討がされているということではないんですけども、今回の値上げが非常に大幅だということもあって、こういったところで問題点、疑問点があるのではないかとということです。例えば建設上の資産、これは建設仮勘定にある資産を、私どもが会計士の方——税理士の方ですかね——お伺ひしたら、通常は企業会計としては資産には入っていないけれども……

○永田委員

入っています。

○小田審議官

入っていますか。ああそうですか。総括原価方式の中では2分の1しか入れていないと。その理由は、これは定かではありませんが、推測するに、まだ稼動していなくて、資本用役を提供していないという部分も考慮されているのではないかと。もしそういうことが考慮されるのであれば、稼動していない施設についてもバランスシート上、資産としてあったとしても、原価に入れる部分については何らかの考慮ができるのではないかと、そういう程度の話です。ですから、建設上の資産も多分減価償却というのはまだしていないわけですね。資産はあるけれども、していないという部分もあるわけですね。だから、減価償却の扱ひも、企業会計として資産自身が存在していれば、年々減耗していくという考えもあれば、やはり生産活動に投入して資本用役を生

んだと。それに対する費用だという考えもあり得るかなと。そうすると、生産に投入されていない段階で費用計上すると、一方で燃料費はふえていると。こちらではまた仮に原発を動かしていればかかっていたであろう費用と同じものが、燃料費は別にしても、減価償却として入ってくると、二重計上になっているんじゃないのかなという、そういう疑問と。そういうことでございます。

○安念委員長

気持ちはよくわかるんですが。

いいですか。じゃ、松村先生。

○松村委員

消費者委員会さんに質問があったのですが、その前に山内先生がおっしゃったことが理解できなかったの、これを先に確認させていただきます。

消費者委員会の議論でレートベースと減価償却が分かれているように見えるというのは、消費者委員会のどの指摘に関しての指摘ですか。

○山内委員

柏崎刈羽の燃料費計上と減価償却を除けという議論です。

○松村委員

減価償却費を除けというのはどこに。

○安念委員長

2ページが一番下です。

○松村委員

これは減価償却を全額除けと書いてあると読まれたということですか。

○山内委員

そういうことですね。

○松村委員

まず、その理解でいいのでしょうか。必ずしもそう言っているのではないと思ったのですが。

○安念委員長

言っていらっしゃるのは、2ページが一番下の1つですよ。1というところ。下から2行目、「不稼働期間中の柏崎刈羽原子力発電所の減価償却費を原価に含めると」というの、これはおかしいと。そのおかしいのは、おかしいからどうしろのかと言えば、減価償却費を原価から全額除けという趣旨かという、そういうご確認で。

○小田審議官



不稼働期間中の計算ができるのであれば、稼働していない期間というのが、少なくとも平成24年度は稼働していないという理解をしています。25年度からは順次ということは、平均すると稼働されていない設備もあるということだと思いますので、それに応じたということです。柏崎刈羽全部をとということではなくてということです。

○安念委員長

じゃ、松村先生。その次、山内先生。

○松村委員

わかりました。山内先生の理解が正しかったことがわかりました。

まず、山内先生の意見に私は反対です。レートベースに入れるか否かと企業会計の問題は1対1に対応していなければいけないということはないと思いますし、現実に現在の料金制度でも必ずしもそうっていないと思います。建設仮勘定で2分の1しか参入しなくても企業会計上それで資産に入らない、あるいは半分しか入らないということはないはずです。この点は今、プロである永田さんにご説明いただいたはずです。資産として立てるときには全額入っているけれど、レートベースに入れるときには2分の1にしているというわけですから。ずれはもう既に現行の制度でもあるわけです。したがって、企業会計上こう出てきたのだから、必然的に料金もそうなるとか、逆に、これは減価償却費が認められなければBSから必ず除く必要があるとか、そういう類の議論は誤りだと思います。

次に確認したい点です。第一に、不稼働期間中は減価償却に入れるべきではない、あるいはレートベースに入れるべきではないという考え方ですが、例えば火力発電所で7月、8月、9月しか動かす予定はない、残りの9カ月は動かさないという予定の発電所が仮にあったとして、これは7月、8月、9月しか動かさないのだから、3カ月分はレートベースに入れてもいいけれども、9カ月分はレートベースに入れるべきではない、あるいは4分の3は減価償却に入れるべきではないということをお考えなのでしょうか。そのようなことは考えていない、全額レートベースに入れてもいい、ということなのでしょうか。もし全額入れてもいいなら、原発に関する議論と一貫性があるのでしょうか。

それから、2点目。2ページの3の燃料費のところです。今後とも燃料費圧縮のための作業を考えていただきたいというのは実にもっともなことだと思うので、当然東電側も私たちも経産省も原賠機構も受け入れるべきことだと思います。その前段がよくわからない。前段のところは、再検討が必要ではないかというのは、この現象では現状のルールに従ってこう考えるべきだということと、将来の制度変更等でこういう問題もちゃんと考えるべしという課題のところを、2つを明確に区別しておられるわけですね。このステートメントが将来の課題に入っているならよ

くわかるのですが、現行のルールからすれば、発電のために必要不可欠な燃料費は全額入れるべきじゃないとか言われても、ルールでは算入することになっているわけです。

例えば、燃料費調整制度で簡単に転嫁するのはよくないとかの議論ですが、そのような意見を承る、将来の改革のためにこの点きちんと考えることは非常に重要なことだと思います。しかしそれは私の整理だと、将来の課題だと思います。この3のところは、後段のところだけをちゃんと受けとめればいいのか、本当に文字どおり燃料費をカットせよと要求しておられるのかを教えてください。

○安念委員長

ちょっと小田さん、おれに聞かれても困るよとおっしゃるかもしれないけれども、何かお考えがあれば。

○小田審議官

まず、1点目の季節的に稼働させる設備についてですが、正直申し上げて、そこまで委員会の中でご議論があるというわけではないんですけども、私が類推するに、そういうものは毎年必ず定期的に、季節的に運転させるもので、常に稼働させる準備が必要だというものだろうと思います。それに対して、柏崎刈羽はいずれもちろん稼働させるということだと思いますけれども、3年間とればそういうことだと思いますが、例えば24年度はとりあえずゼロだという部分とは少し置かれている状況が違うのかなと。そういうふうにご理解だろうというふうに思います。

それから、2つ目の燃料費のところは、そこまで松村先生に詰められて、こうですと言えるところではないんですけども、要は、これだけかかったからこれだけ原価に入れて、認めてくださいというやり方はどうなんでしょうかという、そういうご質問だというふうに理解しています。

○松村委員

きちんと厳しく査定してくれということですね。

○安念委員長

じゃ、山内先生。

○山内委員

先ほどの松村さんの件なんですけれども、これは解釈の問題なので、恐らく正解というのはないというか、最終的な何かの判断になるんだと思いますけれども。要するに、資産として何か収益を生まないものは減損対象だと思います。これは規制料金ですから、ここだけで減価償却、立つか立たないかという問題と、規制以外のところにもありますから、ですから、ここだけで減価償却が立たないから、その資産、すべて減損だということではないのかもわからないけれども、少なくともこれで減価償却が立たないということは、その分の収益可能性がないわけだから、そ

の資産について価値がない——その分についてはですね——、そういう考え方が一般的であると私は思いますけれども、これは会計士さんのご判断とか会計事務所の監査の判断、こういうことになろうかというふうに思います。そのことをさっき冒頭に申し上げたので。

○安念委員長

ありがとうございます。

永田委員、何かコメントしていただくことはありますか。

○永田委員

今の山内先生のご認識で結構だと思います。1つは、そういう前提で、1Fの1から4についてはいわゆる特損で落とすと。要は減損したと。ただし、多分、私の認識では、電気事業というのは一体としての事業なので、原子力発電だけの事業とか水力発電だけの事業で、それぞれに対する資産を個別に抜き取って減損するという考え方は基本的に今はとっていないんじゃないかと思います。したがって、ただ、今回の1Fについて、1から4についてはそういう今後稼働は全く見込まれないということで、特損として減損したという処理だと思います。

以上でございます。

○安念委員長

じゃあ、ここの議論は一応一区切りといたしましょうか。細川委員、何か補足していただくようなことはございますか。

○細川消費者委員会委員

中身の話ではないですけども、やはりこれは消費者の納得の問題が非常に大きいと思うんですね。専門家の会計上の議論というだけではなくて、やはり消費者がなるほどなと思うところで東電も考えていただかないと、これ無理押ししても、結果的に私はそれは東電のためにならないと思いますので。まさに消費者委員会の役割というのは、専門的な立場半分、素人というか普通の生活者の疑問というところから出てくるものが半分という形で提示させていただいておりますので、それを本当にわかりやすく説明いただくということが重要ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。その点は、私のような全くの素人が司会をしておりますので、どうぞご安心をいただきたいと。

どうも消費者委員会の皆さん、本当にありがとうございました。貴重なご指摘をいただきました。本当に消費者の納得が得られなきゃ、それはどうにもサステイナブルじゃないですからね、

どう理屈があったって。どうもありがとうございました。

### 3. 個別の原価について

#### ○安念委員長

それでは、続きまして本日の2つ目の議題でございます。1、設備投資等の資金を調達するために要するコストである事業報酬の水準を決める事業報酬率、2、固定資産税や事業税——あるいは法人税も入りますが——、公租公課について議論をしたいと存じます。まず事務局よりご説明をいただきまして、その後で東京電力からご説明をいただきたいと存じます。

じゃあ、お願いします。

#### ○片岡電力市場整備課長

ありがとうございます。まず、ちょっと資料4が説明資料なんですが、一番後ろのほうに資料9という横長の1枚紙がありまして、審査専門委員会の審査の状況についてという全体の鳥瞰図を一応入れております。今回は第6回ですけれども、第1回目に、自治体・消費者団体・中小企業団体からの意見聴取を行いました。第2回で、前提計画での需給の想定を見ていただきました。第3回で、経営効率化、人員計画、それから総原価の中の人件費、修繕費、福島第一1号機から4号機等々の費用について議論いただきました。4回目は、燃料費、購入電力、バックエンド。5回目、前回ですけれども、レートベース、それから減価償却費、スマートメーター、その他。ちょっと後半のほうは積み残しになっているので、きょう議論いただければと思います。

きょうですけれども、残りの原価としての公租公課と事業報酬率、レートベースに限らないところの率の問題、それから、でき上がりました総原価を規制部門、自由化部門にどう割り振っていったら、最終的にどういう料金になっていくかというレートメイクの問題、以上を今回議論していただきたいということでございます。

資料4をごらんいただければと思います。

まず、事業報酬の率でございます。資料3ページに事業報酬についてという概念が書いてございます。これは前回、レートベースそのものを議論したときと同じものがついてはいますが、電事法の目的、電気の利用者の利益の保護、それから電気事業の健全な発展、これは別に分かれる対立概念じゃなくて、両方一体だというふうに思いますけれども、それが目的になってございます。

事業報酬につきましては、真ん中あたりから下に書いてはいますが、資金調達を設備投資のために行っていく必要があると。それに要するコスト、いわゆる資本コストが事業報酬だということでもあります。より分解しますと、2つ目の丸にありますけれども、銀行等からの借り入れとか社債による調達、それから株式の発行による資金の調達、いずれかを行っていくわけですけ

れども、銀行、債権者にとってみれば、利子率が自分の期待するものよりも大きいかどうか、株主にとっては自分の自己資本の利益率よりも高い収益が見込まれるかと。見込まれれば、そこに投資しよう、貸付しようとなりますので、資金調達が円滑に実施されるということで、いわば事業報酬、これらは資金の出し手に対する報酬と、そういう概念だというふうに理解してごさいます。

かつては、この報酬の考え方、支払利息、配当金額、利益準備金、それぞれ積み上げて各社ごとに計算していたということでありまして、そうしますと、コストのかかるところとかかからないところの差が出て、料金が変わってくるという問題でありますとか、資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいということで、1960年に現在の事業者一律の事業報酬制度ができてごさいます。

具体的には4ページでありますけれども、先ほど申しましたとおり、電気事業者一般に債権者とか株主が期待するリターンを適切に算定すると。その上で、それよりも低く調達できれば事業者のメリットになりますし、高ければ持ち出しになると。そういう制度であります。算定式はレートベース掛ける事業報酬率ということで、真ん中にありますけれども、レートベースは前回ご議論をいただきました。

ちなみに、さきほど議論がありましたレートベースの考え方で建設仮勘定とありますけれども、これは松村さんがおっしゃった趣旨というのが正しいと思っております、会計上は全額かもしれませんが、電気事業においては建設仮勘定は2分の1にしています。他方で、ガス事業でありますとか他の例えば鉄道につきましては、これはレートベースの中でも建設仮勘定は全額入れているケースもありますので、そこはある程度若干それぞれの事業に応じた政策判断というのはあろうかと思っております。ちなみに、電気はそういうことで2分の1にカットしているということでごさいます。

事業報酬率、今回のご議論のテーマですけれども、自己資本と他人資本それぞれをミックスして調達すると。先ほどのとおりでありますけれども、それを自己資本30、他人資本70で計算しています。自己資本の報酬は何かと申しますと、公社債の利回り、つまりリスクフリーレートと言われますけれども、リスクのない報酬率、それから全産業の自己資本利益率、これは要は一般的な産業に投資した場合の期待利益率ということだと思っておりますけれども、そのリスクフリーとリスクフルにあるもの、それぞれを1マイナス $\beta$ あるいは $\beta$ ということで案分するということになってごさいます。この $\beta$ 、何かと申しますと、ちょっと小さい字になってはおりますけれども、企業のリスクをあらわす一般的な指標でありまして、当該産業のあるいは当該企業の株価が1上がったときに、他の全体の企業の株価がどれだけ上がっているかということを示す感応度の指標であり

ます。それから、他人報酬につきましては、これも実績の10社平均の有利子負債の利益率を用いてございます。

これは次のページに算定規則が省令であらかじめ定められておまして、それぞれ70対30の自己資本と他人資本の報酬の比率の割合でありますとか、それから自己資本の報酬率において先ほどのリスクフリーレート及び全産業の自己資本利益率を採用するといったことについて、それぞれ決まっております。

唯一決まっていないところがこの $\beta$ でございます。これにつきましては、5ページの1の(4)の2、報酬率、(1)の真ん中あたりでございますけれども、自己資本報酬率の設定に当たっては、震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から事業リスクを見きわめた上で設定するというところで、この $\beta$ についてある程度の査定における裁量の範囲が持てることになっております。他方で、それ以外の、先ほどの70、30でありますとか、どういう指標を使うか。先ほどの公社債利回りがありますとか、それはあらかじめ定まっているということでもあります。

ちなみに、自己資本報酬率では70、30が正しいのかということでもありますけれども、これは6ページのほうで、これは春の有識者会議でもご議論いただきましたけれども、各社の自己資本比率、それぞればらばらであります。特に、東北、東京におきましては、震災の影響で自己資本が大きく毀損しておまして、東京においては10%を切っていると。ただ、各社平均では22.9%になってございます。

これは電気事業だけではありませんで、類似の公益企業、下のほうにちょっと細かいことを書いていますけれども、ガスとか通信とか航空とかJRとか民鉄とか、こうした他の公益企業の自己資本比率というものを計算しまして、そこから一般電気事業者における適正な比率ということをして右側の算定式に当てはめると、30%ということになっているということで、引き続き、これは平成7年に30%になっているんですけども、妥当ではないかということで、今回ここについてはルールをいじっていないということでもあります。

7ページ、これも有識者会議のときに議論をいただきました。実際には出てきたときに考えようということで、特段そこでは何も決まっているというわけではなかったと記憶しておりますけれども、直近7年間、過去7年でとっていたケースが多いものですから、7年間で $\beta$ 値をとると、左から0.47がありますとか、直近2年であれば0.64、震災後から直近では0.85と、こういう数字が、これはだれでも計算すれば出てくる数字ですけれども、一般的にとれるということで、どういふことを採用していくか。これは当然例ですので、これ以外もあっても構わないと思いますけれども、何を採用するかということでもあります。

8ページでございますけれども、東京電力の場合の事業報酬の推移が書いてございまして、8年、10年におきましては、これは認可でございますので、先ほどの $\beta$ 値についても行政が査定を行うということで、適正性を確認してございます。過去8年からこの $\beta$ 値をとってございまして、実は8年より前は、従来0.7というのを固定的にずっととっていたんですけども、平成8年により実態に合わせるということで、 $\beta$ 値を採用しております。そのときに、たまたま過去と同じ0.7になっているということですが、平成10年にはそのときの実績を踏まえまして0.6になっていると。平成12年以降、届出でございますので、事業者が独自にこの $\beta$ 値を設定するようになってございまして、東電の場合であれば、計測期間、それぞれ7年だったり10年だったり、それぞれの理屈があったと思いますが、とった上で0.4とか0.3を採用されております。その後、若干この $\beta$ 値の採用、これは相関関数が低いケースがございまして、その場合には $\beta$ を採用できないということで、恐らく0.7ということ平成16年、17年、18年、20年には採用されたということだと承知しています。

今回、9ページで東京電力の申請内容がありますけれども、レートベースの額、全体10兆弱のレートベースに、下のほうにあります報酬率、東電の申請では3%ですけども、3%を掛け合わせまして、2,800億円が事業報酬として原価に織り込まれていると。この3.0%の設備は、後ほど東京電力から詳しい説明があるかというふうに思いますけれども、みずからのリスク度合いを勘案して、このように設定しましたということがご説明いただいております。ちなみに、その場合、 $\beta$ は0.9になっているということでもあります。

ここにつきましては、さまざまな先ほどの消費者委員会のご意見もありますし、3%を引き下げるべきというようなご意見でありますとか、あるいは公的資金が投入されているということを念頭に置きまして、報酬率をより低くすべきではないかといったようなご議論もあったと思います。

今回この場でご議論いただきたいのは、まず自己資本比率とか他人報酬率とかそれぞれ算定方式が省令で定まっておりますけれども、そうやってきちんと適正に算定されているか。それから、先ほどの査定の対象でありますところの $\beta$ 値を東京電力は0.9というふうに申請いただいておりますけれども、それについてどのように考えるか。その際に公的資金が投入されている企業であるということをごどのように考えるかといったことが論点かと思えます。

11ページ以降、参考が載ってございまして、東京電力の場合も11ページの下のほうに実績がありますけれども、例えば平成12年であれば、料金を設定したとき、一番左側の棒グラフですけれども、原価織り込みが4,400億円が事業報酬で、実際に利払いと配当に充てるのが4,585億円と。つまり、このときは持ち出しになっていたということでもあります。その後、これは届出のときの料金なの

で、行政はチェックしていないことになりますけれども、この丸で書いてある差分といいますが、それがそういう意味では報酬と実際に払った資金調達コストの差分として内部留保になっていたということでございます。

12ページに、他産業の報酬率の考え方が書いてございます。例えば、自己資本の比率、30じゃなくて35でありますとか、これはガスはその実態に合わせて35にしているんだと思いますけれども、 $\beta$ 値をとるとというのはガスも同じ。鉄道につきましては、 $\beta$ 値という概念じゃなくて、自己資本の報酬率に掛け算、つくるときには、公社債、さっきのリスクフリーレートと全産業のROE、これはうちと同じですが、それに加えまして配当所要率、3つを足して3で割るというような出し方をされています。また、水道におきましては、永続的な供給サービスを提供できる水準として3%ということがあらかじめ定まっているというふうになってございます。

続きまして、13ページ、公租公課でございます。有識者会議のほうではこれが外生的に決まってくるということで、効率化努力が図れる項目ではない項目としてご議論されていますけれども、今回は申請がございまして、きちんと算定されているかを確認したいと考えてございます。

公租公課、過去、税法等、河川法でありますとか法人税法とか地方税法とか、そういうような法律に基づきまして、それぞれ運転に応じて経産省で定まっているということで算定をされています。具体的な項目と費用、それから備考のところでの増減理由については書いてございますけれども、これも後ほど東京電力から詳しい説明があるかと思えます。

15ページ、ご意見としましては、電源開発促進税についてのご意見を、また第1回目だったかと思えますけれども、いただいたと思えます。ここにおきましては、算定規則、各税法に基づきまして適切に算定されるか、それから、法人税でございまして、これも法制的な事業報酬の一部といいますが一環としまして、資金調達コストということで、配当を見合いとして、その所要額に応じた法人税額が今回算定されていますけれども、これも消費者の理解ということも当然あるかと思えますけれども、今回、東京電力においては無配ということ宣言されていますので、それとの関係性をどのように考えるかということもこの場でご議論いただければというふうにご意見を伺います。

私からは以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

いつものことですが、今15ページで提示していただきました論点以外の論点も委員の皆様やオブザーバーの皆様からご提示いただくのはもちろん大変結構なことですので、よろしく願いをいたします。



それでは、東京電力さんからただいまの点につきましてご説明をお願いしたいと思います。窮屈なことをいつも申して恐縮ですが、10分程度でよろしく願いいたします。

○高津東京電力株式会社常務

承知しました。まず、弊社の原子力事故によりまして、福島県の皆様方、それから広く社会の皆様方に大変なご迷惑を今なおおかけしていること、改めておわび申し上げます。本当に申しわけございません。

それでは、お手元の資料の1こま目をごらんください。既に片岡課長のほうから詳しくご説明があったので、具体的なところからと思いますが、この1こま目の枠内ですけれども、現行の事業報酬の枠組み、過去、国の審議会において検討され、取りまとめられた内容がこういうルールとして反映されているわけでございます。具体的には、電気事業に必要な資産の価値、レートベースを特定の上、適正な事業報酬率を乗じて算定しているということで、枠の下に具体的な数字を入れた算定式を記載しております。今回の申請における事業報酬2,815億円、これはレートベース、9兆3,826億円で事業報酬率3%を乗じることによって算出してございます。このレートベースは前回委員会でご説明したような、左下の枠内の①から⑥の項目の合計でございます。

事業報酬率3%の算定方法、2こま目でございますので、裏をめくっていただきたいと思えます。上の枠内、今ご説明ありましたように、事業報酬率は、ルールに従いまして、自己資本報酬率と他人資本報酬率、30対70、加重平均するということで算定してございます。

枠の下の左の表で、自己資本報酬率が6.32%でございますが、この値はさらにその下の表、(A)にありますように、公社債利回りと電力を除く全産業の自己資本利益率の過去7年間の実績値に基づき、算定してございます。この中で、自己資本利益率のウェイトづけについては、企業の相対的なリスクの大きさをあらわす先ほどのβ値を用いてございます。β値に関しましては、震災後の当社のリスクが極めて高くなっておりまして、本来であれば、震災後の当社固有のβ値1.5に基づき、ルールに従っています上限であります1.0を用いたところでございますが、電気料金への影響等を勘案いたしまして、仕上りの事業報酬率が現行の3.0となるように、これは沖縄電力を除く9社平均の0.9、これを適用してございます。

一方、他人資本報酬率1.61につきましては、料金算定規則、それから料金審査要領に基づきまして、電力10社の有利子負債利率を適用して算出してございます。

以上でございます。

引き続きまして、公租公課のほうをご説明させていただきたいと思えます。

資料6ですが、1こま目をごらんください。まず、上の枠内ですが、公租公課、これは水利使用料ほか記載のような項目の合計となっております。地方税法ほかの各税法などに基づきま

して、第2回の当委員会でご説明させていただきました前提計画、これをもとに下の表のように算定してございます。主要な項目は固定資産税、電源開発促進税と相なるわけでございます。下から2行目に、法人税等が課税所得の減少によりまして減少したこと、それから中ほどの電源開発促進税が販売電力量減により減少したこと、それから固定資産税が減価償却の進行で減少したことなどによりまして、前回と比較して445億円ほどの減少となっております。

2こま目をごらんください。参考でございますけれども、公租公課の各項目を算定する際の前計画とか他の費目との関係を概念図で示しています。例えば、一番上の電源開発促進税につきましては、販売電力量が課税対象ですので、左にあります供給計画、需要想定に基づく販売電力量、これに税法で定められた税率、1キロワットアワー当たり37銭5厘を掛けることで算定していると。こういったことでございます。

3こま目ですが、各項目を順にご説明申し上げます。水利使用料ですが、下の枠内にあるような算式でもって水力発電所ごとの出力に単価を乗じて算定しております。今回の原価算定期間には、神流川2号、葛野川4号といった大型揚水発電所の運転開始が見込まれ、その増分影響がありますが、一般水力の減もあり、前回改定とほぼ同水準となっております。

4こま目をごらんください。ちょっと大目の固定資産税でございますが、固定資産の課税標準額を算定しまして、これに税率を乗じて税額を算定しております。表の上から3行目の緊急設置電源、それからその下の福島第一における改良投資による増加、こういったものがありますが、全体に償却の進行によりまして課税標準の減少があつて、前回改定と比べて約52億円の減少となっております。また、表の欄外のところ、長期計画停止火力につきましては、今回原価には含めておりません。

5こま目をごらんください。雑税ですが、前提計画に基づきまして算定した課税標準に、各税法等に基づく税率を乗じて算定してございます。表の下から3行目、原子力発電所の稼働減に伴う核燃料税の減少等によりまして、前回改定と比較して約17億円の減少となっております。

おめくりいただきまして、6こま目をごらんください。電源開発促進税でございます。これは需要想定に基づく課税対象電力量に先ほどの37銭5厘を乗じて算定しております。課税対象である販売電力量の減少によりまして、前回改定と比較して約68億円の減少となっております。具体的な算定式ですが、販売電力量や当社の建設工事用などの自家使用電力量の合計に税率を乗じたものとなっております。

7こま目、事業税ですが、料金改定後の想定収入金額に税率を乗じて算定しております。課税標準である収入金額の増加によりまして、前回改定と比較して約14億円の増加となっております。具体的な算式は表の下枠内に記載のとおりでございます。

8こま目をごらんください。法人税等でございますが、経済産業省令であります一般電気事業供給約款料金算定規則により算定しております。具体的に申し上げますと、上から2番目の枠内の最後のところに配当後残の式がございます。この式のAというのが税引前利益、その次の項目のA掛ける0.2掛ける $\alpha$ が法人税等、3つ目の項目のBが配当金となっております。税引前利益から法人税等と配当金を差し引きすると利益は残らないと、こういう算定式になってございます。

なお、この0.2という係数は、繰越欠損金を80%まで控除する法人税法の扱いを前提としております。前回改定の水準と比較しますと、税率が変更となったことによりまして約50億円の減、課税所得が減少したことにより272億円の減、合計322億円の減少となっております。

9こま目でございますが、今回、法人税等を料金原価に算入する理由についてご説明いたします。弊社は当面の間、無配を継続することを株主に対してお願いしているところでございます。しかしながら、一方で料金上の法人税等の算定の前提となる配当金、これは法人税等を支払った後に配当金相当が税引後利益として残るということを想定しているものと考えられます。

なお、その資料の中ほどの表でお示ししたとおり、料金算定上の法人税等の算定前提となる配当金額、過去の料金改定におきましても現実の配当金額と必ずしも一致しているわけではございません。今回の申請に当たりましては、他電力9社のうちの最も低い配当水準であります1株当たり50円配当相当額を健全な事業運営を行う上で必要な税引後利益水準と考えさせていただきまして、当該税引後利益に欠損金控除を反映して算定した法人税等を料金原価に算入することとさせていただきます。

公租公課につきましては以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局及び東京電力よりご説明いただいた内容とあわせまして、実は前回ちょっと積み残しがございまして、1つが設備投資関連の費用、それから2、スマートメーター関連費用、3、その他経費・控除収益についても、参考で後ろに資料を掲げておりますが、参考とついている資料ですね。参考1、これが設備投資関連費用について、参考2がスマートメーター、参考3が個別の原価ということでございますので、あわせてご議論をいただければと存じます。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

一番最初にちょっと山内先生に伺いたいんですが、事業報酬というのは確立した用語ですよ、これ、しかし我々素人にとっては、誤訳とまでは言わないけれども、ちょっとミスリーディングだったんじゃないかなと思うのは、事業報酬っていうと、おまえはよく電気を届けた、よく汽車

を動かしたので、偉いから褒美だと、こういう感じのする言葉ですよ。でも、これは違うんでしょう。つまり、そういう一定のリスクのある事業に対して投資をしたやつを褒めてやるという——別に褒めるわけじゃないけれども、そういう意味での報酬なんじゃないかなと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○山内委員

事務局資料の3ページにあるとおり、基本的に事業報酬というのは資本コストのことですので、おっしゃるように何かご褒美を与えるというようなたぐいのものではないと思うんですね。それで、ついでだから言わせていただきますと、要するに、これは何で与えているかという、投資をして、その投資が大きい。それに対して一定の支払いをしなければ、その企業自体が成り立っていないわけですよ。成り立たないと、例えば供給が滞るとかあるいは投資家に迷惑かけるとかいろんなことがあるので、これに対しては基本的に消費者の視点から過大な報酬は出さないように、しかし投資に対するリターンはちゃんと確保するという意味のものが事業報酬ですね。ですから、おっしゃるように、これを言葉、法律が使っているわけですけども、その法律の使い方自体がよくなかったと言われれば、そのとおりかというふうに思います。

○安念委員長

これは公益事業会計では昔からある言葉なんですか。

○山内委員

そうです。

○安念委員長

山内先生がおつくりになったとか、そういうことじゃ。

○山内委員

私がつくった……。そんなに偉くないです。昔から使っているんです。

○安念委員長

やっぱりアメリカでできた概念だから、英語の訳なんでしょうね。

○山内委員

ただリターンなんですよ。

○安念委員長

リターンですよ。

○山内委員

ええ。ですから、それを報酬と訳すのか収益と訳すのか、いろいろ訳し方はありますよ。ですので、その使い方の問題は確かにあったのかというふうに思います。

○安念委員長

どうもありがとうございます。すみません、どうも、余計なことを申しまして。

どうぞ、どなたからでも結構でございます。どうぞ、阿南さん。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

本当にその事業報酬率のところは何度説明を聞いてもちっともわからない……

○安念委員長

難しいですね。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

ということですよ。要するに、自己資本報酬率というのは、株主配当と考えればいいんですよ。そして、この他人資本報酬率というのは、要するに銀行から借り入れたものに対する利息の支払いというふうにして考えればいいということですよ。そして、この東電さんの今回の計画によれば、その何とか $\beta$ について、リスクを高く設定していますよね。自己資本報酬率というものを、過去からずっとこのデータがありますけれども、今回は6.32%ということで高くして、それで設定しているという話ですよ。ですから、あくまでも……

○安念委員長

0.9ですよ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

あつ、0.9。そうそう。 $\beta$ 値は0.9で、報酬率は6.32%となっていて、これが今までで一番高い報酬率になっていますよね。ここが全くわからないのです。要するに、株主さんへの配当を保証しますと、銀行さんからの借り入れの利息をちゃんと払いますということを言っているのですが、そこが本当に理解ができないのです。つまり、私たちは今回、事故を起こした東電の株主責任やそしてお金を貸した銀行の責任をちゃんと明確にして問わない限り、それらを電気料金に上乗せすることには反対ですと言っているんです。

東電さんのこの計画では、株主責任は本当に果たされているのですか、そして貸した銀行は、今度の事故に対してどういう責任を果たしているのか、そこを具体的に説明していただけませんか。これだと、配当します、利息は返しますという話だけで、それで本当に責任を果たそうとしているとは思えません。

○安念委員長

これは難しいです。

○東京電力株式会社説明補助者

まず、株主責任でございますけれども、総合特別事業計画上の10年間につきまして無配という

ことになっております。通常の株式会社でございますと、株主総会を持って利益処分を行うと。その一定部分を内部留保に、一定部分を配当にということが通常でございますけれども、計画上はそうしてございません。総合特別事業計画、またそのベースとなりました原子力損害賠償支援機構法上、私どもが仮に利益が出た場合でございますけれども、利益につきまして、そのうち特別負担金ということで損害賠償に充当する金額につきましては、法律上、全体の経営の安定化の中で最大限の配賦を行うということになっておりまして、これを決める権限は主務大臣が持っておられます。したがって、私どもは利益の処分権限はございません。

総合特別事業計画の中では、一応この後の社債の発行再開ということを念頭に置きまして、計画上、利益が出た年から、平成25年から柏崎が順調に運転再開することを前提といたしまして、一応利益が出るということになってございますが、純利益の半分を特別負担金に、残りを内部留保ということでございます。配当そのものについては一切織り込んでございません。内部留保に積むのは、先ほど申しましたとおり、現在の自己資本率が非常に低くなっておりまして、一応その社債の発行を行えるところまで何とかするというところでございます。

また、金融機関様からの借り入れでございますけれども、こちらにつきましては、総合特別事業計画の中で資本注入と合わせまして約1兆円のいわゆる真水の新規の資金のご提供をいただくということにさせていただいております。こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、社債の償還というのが10年物社債を中心に発行しておりますので、現在も残高として4兆円残っております。この金額が本年度につきましては、社債の償還費用だけで7,500億円ということに達する予定でございます。社債発行再開までの間につきましては、金融機関さんからの借り入れとそれから公的資本注入によりまして何とか資金バランスを保つということしか方法がないと、こういうことでございまして、こちらによりまして株主責任、また債権者でございます金融機関様につきましては、この潤沢な資金注入をさせていただくということをお願いをしているところでございます。

#### ○安念委員長

ちょっとよろしいですか。今のことは、株主の責任を問うのは、この先10年間は無配とするということによって株主の責任は問うのだと、こういうご趣旨というふうに向ってよろしゅうございますか。

#### ○東京電力株式会社説明補助者

もちろん、株、今まず第一に、先ほどの特別損失はすべて株主資本、自己資本を毀損しておりますので。それと、株主資本の毀損によってこの赤字を賄っているということ、それからその結果としての株価の暴落と。それに加えて、長期にわたる無配ということでございます。

○安念委員長

ということでございます。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

6.32%はなぜつけるのですか。

○安念委員長

とおっしゃるだろうなと私も思ったんですが、この点はちょっと私の見解を言わせていただくと、自己資本報酬というのは別に現実に配当に回すかどうかということではなくて、もっとバーチャルなものでして、過去の投資も全部含めてそれを償還していくような考え方ですので、現実に配当を行うかどうかとは関係なしに、法令で一義的に定められているということでございます。ですから、現実に配当しないので、自己資本に対する報酬を原価に含めないのであれば、これは法令を改正するしかないということだと私は認識しております。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

10年間は無配だけれども、6.32%の配当率を持っていますよということで、要するに今の株主さんに株を買ってくださいと言っているのですか。

○安念委員長

いや、そんなことはありません。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

違うのですか。今持っている株主さんに対して10年間は配当しませんけれども、その後利益が出たら、それは保証しますということを言っているのですか。

○安念委員長

いや、何も言っていない。それはこの自己資本に対する報酬というものとそれから具体的配当という間には、別に理論的な関係はないんです。だれかもっと私よりもうまく説明できる方が説明してください。

○片岡電力市場整備課長

制度的に申しますと、自己資本の報酬率というのはこれは全産業の数字で決まってくるので、先ほどのこれも実績ベースなんですね。さっきの今までよりも高いじゃないかというのは、これは世の中全体の配当率が上がっているんで、0.6という高い値になっているのは、これは全産業ベースのROEといいますか、配当が上がっているんでそうなっていると。つまり、そういう意味では他律的に、東電がどうしようかというのは関係なしに、電気事業として資金を調達しようと思うと、つまり全産業のROEといいますか、期待する配当率がありますね。これは投資家からすると電気事業に投資するのか、そうじゃないところに投資するのかって見比べますから、そ

のときに電気事業に投資してもいいなと思うぐらい魅力的な率を設定しないと、電気事業としての資金調達に難しいという意味で、この全産業のROEと申しますか、自己資本利益率というのと、とはいえ、それは全産業は非常にリスクの高い企業も入っていますので、電気事業はもっとリスクが低いんじゃないかということで、そのリスクフリーという公社債利回り、つまり国債ですけれども、その期待利益率とミックスして、要は——すみません、なかなか私も説明していただければいいからちょっと自信なくなってきたんですけども。

投資家にとって電気事業に投資をしよう、電気事業に投資をしてもいい。つまり、株を買ってもいいと思うだけの期待する利益率は幾らですかということを、この公社債利回りと自己資本利益率で $\beta$ を掛け合わせて出しているんです。それは、先ほど申し上げましたように、電気事業一般について資金調達しようと思えば、これは別に東電の問題じゃなくて、東北電力であっても沖縄電力であっても、資金調達しようと思えば、これぐらいは必要ですよということ、ルール上はそうなっている。

他方で、それで認められた資金調達コストのうち、幾らを配当に回すのか、あるいは幾らを利払いに回すのか、どのように調達するのか、これは定めがないんです。逆に言うと、これはまさに先ほど制度改革のときにありましたけれども、過去、昭和30年でしたか、1960年ですか、それは個別に積み上げじゃなくて、むしろ一定に一般電気事業として認められる期待される資金調達コスト、それも安く上がれば企業の内部留保に回っていただくだけのインセンティブになるし、高くかかるところは、逆にデメリットになるので努力をするだろうということで、この制度がつくられているということでもあります。

したがって、言いたかったことは、電気事業として一般に認められる、東電であっても関電であっても沖縄電力であっても、一般に認められる事業の報酬率、つまり投資家にとってみたときの期待するリターンは幾らなのかということ、これをまず計算をしている。今回、その上で東京電力の置かれた立場を踏まえてどう考えるかというのは、ここに論点に書いたとおりでありまして、そこはご議論だと思います。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

株は要するに売るのでよね。

○安念委員長

具体的な新株の発行は会社の経営政策の問題で、資金調達をどういう手段でやるかということです。株式で行うのか、銀行からの借入れをするのか、社債でいくのか、それとも手元の資金で賄うのか、それはそのときの情勢次第ですので、必ず新株を発行するかどうかは、それは経営判断の問題でしょう。



○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

要するに、6.32%を約束することによって、投資をしてもらおうということですよ。

○安念委員長

困ったな。じゃ、松村先生、ちょっと後で。

○松村委員

まずご理解いただきたいのは、このルールのところですよ。

資料4の4ページのところをご覧ください。

ここで事業報酬率はどうなっているのか、式が書いてあります。公社債利回りの実績値掛ける1マイナス $\beta$ 、プラス全産業の自己資本利益率掛ける $\beta$ となっております。この中で、まず公社債利回りの実績値ですが、これ文字どおりデータで出てきているものなので、操作のしようのない数字、客観的に出てくる数字です。

それから、次に全産業の自己資本利益率ですが、これも他の企業のデータとして出てくるものなので、東電が何か判断するか政府が何か判断するかと関係なく何%と出てくるものです。ほかの産業なら平均的にこれぐらい稼げますねというのが出てくるわけです。これも操作の余地、裁量の余地はありません。

それから、他人資本のほうも、有利子負債利率というのが10社平均で出てきますということなので、東京電力がこの段階で何か操作するというのもできないものになっています。つまり、この枠組みの中で議論できるのは、査定できるのは、判断の余地が残っているのは、 $\beta$ だけです。他のものは客観的に決まっている。現行ルールで議論できるのは $\beta$ だけです。

それで、先ほどからおっしゃっている6.36、6.32と出てきているのは、ここで言うと、全産業の利益率という形なので、判断とか操作だとかが入らない数字です。まずそこまでいいでしょうか。これは他の産業だとこれぐらい稼いでいるというので、もし誰か資金の出し手がいたとすると、それよりもはるかに見劣りする収益率しか稼げないような対象には出資してくれない。だから、同じぐらいは稼げないと困りますと、こういうのを表しているものです。いずれにせよここで議論する余地はありません。

$\beta$ は何をあらわしているかというところ、他の産業は、平均的なリターンは高いかもしれないけれども、リスクも高いから高いリターンになっているのだとすると、リスクの低いところに同じリターンを保証しなくても資金は調達できるという点をあらわしている。ざっくり言うと、この $\beta$ が低ければ低いほどポートフォリオ上リスクが小さいということを意味していて、したがって、 $\beta$ が小さくなれば小さくなるほど実際の事業報酬率は小さくなるわけです。いいでしょうか。

それで、今のルールでは、リスクがどれぐらいあるかというところだけを判断できる仕組みに

なっています。このルール自体がいいか悪いかという議論はあるかと思いますが、あくまでこれは資本コストという考え方で、実際に幾ら払うということを念頭に置いているものではなく、すごく形式的に仮にこれから資金調達するとすれば、これぐらいのお金が稼げないと資金集められませんねということを、抽象的に考えたルールなのです。

○安念委員長

そうそう。抽象的なルール、そういう言い方はそのとおりです。

どうぞ、八田先生。その次、永田先生。

○八田委員

個々の企業が実際に払った利率を収益率として使うと、高い利率を払うようになります。利率をうんと高く払ってもその分回収できるのなら、高く払うわけですよ。だから、東電だけじゃなくて、全部の電力会社に対して適用される客観的な基準を設けて、そこよりも節約したら、それは自社のものにしてください、しかしそれを超えた分のコストはあなたの会社の負担ですよという形で、抽象的にやることに非常に大きな意味があります。

それからもう一つ、自己資本の報酬率が高いことの原因は、投資家が「また原発の事故が起きるかもしれない」と考えるからだと思います。電力会社に貸すというのは、大変なリスクを覚悟しなければならないから、その分高くなるのだと思います。これは東電の話だけじゃないですよ。日本全国の電気事業が抱えているリスクを反映して高くなっているのだと思います。それであるだけに、 $\beta$ 値は事故直後はとてつもなく高かったのが、そのあと下がりつつあるわけですけどもね。それでもほかの事業よりは高いと、そういうことです。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

今のルールだと、じゃこれはもう認めざるを得ないという形なのですね、今のルールでいけば。

○安念委員長

はい。法令を改正しない限りはそうです。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

ということですね。

○安念委員長

はい。そのとおりです。

○八田委員

$\beta$ 以外は。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

$\beta$ 以外はね。そうすると、先ほど言った事故に対する株主の責任や、銀行の責任は、どういう

形で問えばいいのでしょうか。

○安念委員長

それは料金の形で直接的に問うことはできません。というのは、原価の算定は法令でかなり一義的に決まっておりますので、個別各社の事情に応じて株主や投資家の責任を問うというスキームにはそもそもなっておりません。ですから、それは一種の経営判断ということになるんだと思います。

永田先生、どうぞ。

○永田委員

阿南委員から以前からお話がある、要は経営者責任とか株主責任はどうなんだという議論は、実は当時の事故発生後に、検討課題として破綻処理するかグッドとバッドを分けてとか、いろんな議論があったわけですが、やはり損害賠償支援機構法というものを立法して、その枠組みの中で賠償及び安定的な電力事業を運営すると、そういうふうな枠組みを閣議決定して、国会で法律として承認されたわけです。その中で、今我々はいるといのが現実で。そうすると、株主責任とか経営者責任という話になると、またその新たな立法であるとか、もしくは機構法をまた違う形にするとか、そういうことをやらざるを得ないというふうに私は理解しておりますので、ここでそれを議論するのは非常に難しい、現実的には不可能ということでございます。

それで次によろしいですか。この事業報酬率についての考え方が、そもそも事業報酬率を料金原価に算定すべきかどうかということ、判断の基準として私は2つの切り口で考えておまして、1つは、やはり財務の安定性をどう確保するかという問題と、それからもう一つは、先ほど私申し上げましたとおり、損害賠償支援機構法の枠組みでその立法趣旨の中で事業報酬をどう考えるんだろうかと。そういう2つのことがあると思っています。

最初の財政基盤というのはもう既に皆さんご議論されているので、当然、今、東電さんは直近で3.5%ぐらいの自己資本比率だと思います。そのくらい。それで、1兆円が入ってやっと10%ぐらいに回復するだろうと。したがって現状、財務的には非常に脆弱な基盤であるということは、財務の立場でなくても皆さんご承知かと思います。その安定的な財務基盤を確保するために資本注入も必要だし、もう一つはどうしても利益を稼がざるを得ないと。利益稼いで、それが自己資本になって、なおかつキャッシュフローになって、それで損害賠償であるとか設備投資等々をやらなくならないと。ただ、これが具体的にどこまでが妥当なのかというのは、これはまた別途の議論があると思います。

それからもう一つ、支援機構法の枠組みでどうなのかということでございますけれども、確かに実際には配当を当面はしないという状況の中で、なぜそういった事業報酬を積み立てる必要が

あるのかと。もしくは、料金原価の中に入れなければならないかということは、本来、機構法の立法趣旨に照らしますと、基本的には私はこうだと思っています。東電が財務体質を、要はみずから資金調達をできるまで、時限的に機構がある意味では肩がわり、支援している状況だと思っています。そういう状況をいかに早く脱するのかと。機構法の第1条でも、最終的には健全な財務を回復して、もって電力の安定供給を資するためにこの法律ができたというふうを書いてあったと記憶していますので、ある意味では機構がもしくは国が肩がわりしている状況をいち早く脱しないといけないと思います。そのための一定の利益を確保するということが、今回の機構法にしても、ある程度事業報酬として認めざるを得ないというのが、立法もしくは法のたてつけの中で判断するとしたらそうなってしまいます。もちろん、国民感情からしてやはりこれが納得できるかどうかというのは、また別の議論ですけれども、残念ながらこの立法の中で、1つは合理的もしくはきちんとした軸を置いた判断をせざるを得ないというのが考え方だと思います。

○安念委員長

八田先生、いいですか。じゃ、その次、松村先生。

○八田委員

2つありまして、1つは $\beta$ 値なんですけれども、この資料4の7ページを見ますと、 $\beta$ 値は直近7年、2年、さらに震災直後というので見ると、随分変化しているわけですね。したがって、お使いになっている1年間の平均というのでは、震災直後の非常に揺れ動いた時期のことが反映されていると思います。これを防ぐために、私は最後の3カ月ぐらいの平均をとるということではどうかと思います。

○安念委員長

最後の3カ月は、直近の3カ月というご趣旨ですか。

○八田委員

そうです。12年の1月1日から3月31日までです。

○安念委員長

ああ、そういう意味。わかりました。

○八田委員

というのは、前半はいろいろ大きな変動が……

○安念委員長

そうそう。特殊要因が余りにも大きくきいているということですね。

○八田委員

そうです。もし、もちろん季節変動があるならば、それは当然修正してもいいでしょうし、将

来は、ある種のエクスポレーションをしてもいいかもしれない。しかし、近似的にそんなところでいいんじゃないかと思います。それが1つです。

次に、先ほどからの消費者委員会と阿南さんのご指摘は、政府が資本注入をする段階で付けるべき条件だと思います。資本注入をする際には、代償として責任をとって給料も下げてちょうだい、何をしてちょうだいということが出来ます。もう機構ができてしまっているわけですが、設立するときに言うべきことだったといえると思います。

しかし、現行の法律の下でも、資金ショートしたら、また資金注入しなきゃいけないわけですから、その時に条件をつけるということはできると思います。さらに、当時は、どう見たってあたふたと作っちゃったわけで、あの法律自体をまた改正するということがあるかもしれない。その際にも論ずることができると思います。

それから、ここで当てはめているルールは、東電だけでなくすべてのほかの電力会社にも当てはまるものです。事故が起きると、ルールに基づいて特損にする部分は料金にはねかえらないで済みますが、元来のルールを超える賃下げ部分は、この委員会の権限を超えると思います。

#### ○安全委員長

ありがとうございます。

松村先生、どうですか。β値の具体的なあり方も含めてご議論をいただけると。今ちょっと一説出まして、ことしの1から3で、第1・四半期でいいんじゃないかというお考え。一方、これβ値の観念自体は審査要領で明確に決まっているんですが、観測期間をどうするかで、ある意味ではどんな値でも出てしまうところのあるものですが、それについてはどのように考えればよいのかということも、もし含めてご議論をいただければと思いますが。松村先生、どうぞ。

#### ○松村委員

まず、私自身は、八田委員がおっしゃったとおり、一般的な議論、他のどの電力会社が出してきたとしても適用されるルールで淡々とやっているつもりです。機構法の趣旨がどうなっているのかとかはこの委員会で考慮すべきことでしょうか。それがいいとか悪いとかともこの委員会で議論することではない。それに関して、それを考慮して現行のルールから見るとおかしいこともやることは絶対にはいはずで。淡々と現行のルールに従って、料金原価に入れるべきでないものは入れないということをきちんとやっていくのが筋だと思います。

事業報酬率です。まず根本的におかしいと思ったのは、当社は震災後リスクが高まっており、β値が1.5とかっていう値になっており、したがって上限の1が本来正しい値だけれども、0.9に抑えましたという説明は根本的におかしい。根本的におかしいのは、そもそも先ほど言った4ページの考え方を見ていただければ一目瞭然だと思いますが、例えば他人報酬率のところだって、

これは東京電力のあるいは特定の申請した電力会社の借金の金利じゃない。平均的な金利になっている。

したがって、例えば抽象的に、ある企業が何か大失敗をして、その結果として自己資本を喰いつぶしてリスクが高くなって、借り入れ金利が高くなったということがあったとしても、それは補償しないというルールです。その企業特有の事情で金利が高くなったとかの事情はもちろん考慮しません。借入金利は各社ごとの固有の事情で違うことはあり得るけれど、それは配慮しないわけです。β値だって全く同様に、電力事業として必要なβ値が出てくるべきであって、何か失敗があった結果としてリスクが高まって、だから高い報酬率が必要ですよというのを事後的に補償するようなものではない。したがって、料金算定に使うβ値は、特定の会社のβ値ではなく、電力産業全体のβ値をとるべきだと考えます。

それから、これは過去の経緯から見て大きく踏み出したような考え方を、突然便宜的にとるのは許されないと思います。β値が上がってきたときには、その上がった期間を短期間でとり、β値が足元で下がっているときには、そのままと低くなり過ぎるから過去の長い期間をとって大きくするような恣意的な運用は、そもそもこのルールの基本的な方針に反すると思います。したがって、過去のやり方から見てコンシステントなやり方でなければいけない。β値が上がったのを踏まえて直近のところだけをとり、過去は足元ずっと下がってきたときには、高かったころの過去を平均して高くするようなダブルスタンダードは許されない。したがって、過去からのやり方とコンシステントなやり方をしなければいけない。

震災後β値が上がっているというのは事実かもしれませんが、過去5年間とれば、あるいは過去10年間とれば、その中の一定の期間は震災後も入っているわけですから、当然その部分は反映されます。反映されますが、今までは過去5年間、過去10年間と考えてきたのに、震災後だけは直近の数カ月間とか1年数カ月間とかっていう考え方は許されないと思います。

それから、直近の改定でβが0.7になっているのは、これは必ずしもβ値の実測に基づいているものではないということになっています。これは経営の安定性だとか長期的な視点から見てこれくらいが必要だと東電が判断したからです。届出制だったわけで、チェックされていないので、これを正当だということを直ちに言うのは難しいと思いますが、しかし逆に言えば、これよりも高い値を勝手に設定するというのは大きな問題だと思います。長期的に考えるべきだから、β値が例えば直近7年とると0.7よりもはるかに低くなっているのだけれども、あえて長期的な視点から極めて高め0.7にした。長期的な経営の安定性が重要なのは震災前でも後でも状況は同じわけだから、0.7にしますという理屈ならまだわかります。私はこの0.9という数値を正当化する理屈は何一つ思いつきません。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

八田先生、どうぞ。次、山内先生。

○八田委員

まず、特定の会社でやるべきじゃないと。これは当然ですね。

○安念委員長

当然ですよ。

○八田委員

全体です。

今までは、過去何年というふうにも決まっていたわけですか。

○片岡電力市場整備課長

いや、決まってないです。

○八田委員

フレキシブルだったわけですね。今後3年間にありそうなことを予測するという意味で、過去何年間かの平均を用いてきたからなのでしょう。

東電だけでなく全電力会社の $\beta$ 値は、事故の影響で上がったので、そのことは今後3年間の予測にはやはり加味すべきだと思います。もちろん、短期的な影響がそのまま強力に持続すると見るべきだとは思いませんが。

先ほど言われたことを考えると、震災直後の何カ月かを外して、過去5年とかそういうので見るというのも一つの方法かもしれませんね。

○安念委員長

ありがとうございます。

山内先生。

○山内委員

今の $\beta$ の議論の松村さんが言ったことは、前半は結論的に同じなんですけれどもね。まず個別に見るべきではなくて、産業で $\beta$ を決めるというのはそうだと思います。ただ、ちょっと理由は違って、 $\beta$ ってもともと市場リスクなので、リスクプレミアムなんです。ある企業に対するプレミアムが $\beta$ なので、 $\beta$ そのものは企業のものだと思うんですが、こういう公益事業で事業報酬率規制をして、営業費についてもヤードスティックを入れているわけですよ。だから、そういったような同じような意味で $\beta$ の値を固定してやるというのはそれは一つのやり方で、ある意味

ではほかの申請が出てきたときも極めて整合的にそれで説明できるという意味ではいいのではないかと。

○安念委員長

ある種のインセンティブになっているという意味ですよ。

○山内委員

ある種のインセンティブになる。そういうことですね。

それで、どういう期間でどういうふうにとるかということなんですけれども、実はこの有識者会議のときに私は比較的長期でとったほうがいいんじゃないかと、こういう発言したのをよく覚えております。そういう意味では松村さんと一緒なんだけれども、松村さんが言ったとおり、裁量的に都合によって $\beta$ を決めるなんていうことはあり得ない話なので、それは厳に避けなければならぬと思います。

ただ、 $\beta$ はリスクなので、リスクというのはどんどん時点によって変わってくるはずですよ。これ、私は金融の専門じゃないので詳しいことは説明できませんけれども、私の知っている浅い知識でも、金融のリスクというのはその場その場で変わるはずなんです。なので、あんまり長い間にとってこれだというのは、企業にとってなかなか難しいところがあるというふうに思います。

それで、そのときに申し上げましたけれども、料金を $\beta$ で決めるというのは自己矛盾だという話をしたと思うんですが。

○安念委員長

ああ、そうおっしゃいましたよね。

○山内委員

$\beta$ を決めると料金が決まってくる、でも、料金を決めると $\beta$ も変わる、そういう関係にあるんですね。ですから、基本的にどこかである意味ではトレードオフのどこかの接点を出さなきゃいけないんですけれども、さっき電気事業法をご説明になって事業報酬はどういうものかということをおっしゃったときに、これはやっぱり今回の原賠法云々の話もありますけれども、それとは別に、もともと事業報酬は事業が事業体として存立する、そういう水準で決めるということだと思うんですよ。これを言うと、何かまた非常にだからコストが上がってもいいんだと、こういうふうにとられちゃうといけないんですけれども、私は基本的に総括原価でコストを削るときは、営業費のほうで削ってもらうのはこれはどんどんやってもらいたいと思いますし、それは皆さんが納得しないような営業費はあり得ないと思います。

だから、人件費の問題もそれから修繕費の問題も調達の問題も、みんなそうですけれども、そ



それはそうなんだけれども、この資本費のところというのは企業が成り立っていくかどうかの非常に大きなところなので、これは慎重に見ないといけなくて、だからある意味では、さっき申し上げたように、料金を決める、 $\beta$ が変わる、 $\beta$ によって料金がまた、この関係の中でどこか見出さなきゃいけない。ちょっと結論的にどれだって計算してみないとわからないんですけども、恐らくさっきのリスクの私の見方からすると、そういったリスクを反映する $\beta$ の長さというのはどこかというのをもうちょっと精査するのかなというふうに思っています。ただ、今回こうやって、原賠法もそうですし、特別総合事業計画も認可されたので、そういったことを前提にして $\beta$ も決まってくるのではないかと、こんなふうに思っています。

○安念委員長

ありがとうございます。

秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

私も思いますのは、やはりこの震災によりまして、今まで電気事業というのは非常に安心な投資先だというふうに資本市場も金融機関も思っていたものが、そうではないこともあるんだという情報がある意味で期せずして知らしめられたということなんだと思いますので、やはりそれに応じて直近の $\beta$ が大きくなってしまっているのはいたし方ないことなのかなというふうに思います。したがって、ちょっと私も今、じゃ何年をとればいいのかというふうには申し上げられないんですが、多少今市場もオーバーに反応しているところもあろうかと思しますので、この先の3年間というものを見越して、しかしこの震災の影響を無視しない形での期間がとればいいのかというふうに考えます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。一応、先生方それぞれご意見をいただきましたが、まず、 $\beta$ 値は、これはもともとはおっしゃるように個別企業のリスクプレミアムをあらわしていたんだと思いますが、ここで使われている $\beta$ 値は、やはり既に法令及び審査要領にあるように、一般電気事業共通のものである。だから、個別各社ごとに $\beta$ 値を考えるとすることはしない。次に、 $\beta$ 値というのは価値中立的に計算されるものであるから、恣意的な運用はしてはならない。この点は全く皆様のご意見、一致したというふうに私は認識いたします。

あとは、観測期間というか、どの期間をとるかということですが、一方で一種のコンシステシーを重んじて長期的に見るべきだというお考えと、それからリスクというのは瞬間瞬間ではねるものですから、そんなに長く見られないのではないかとのご意見とがあり、もう一つの軸としては、3.11後の例えば3カ月とか半年とか、それはリスクプレミアムが多分はね上がったであ

ろう期間をどのように考えるか、がある。それを丸ごと反映させるのか、それともそれは一種の特異値であったのか。平均気温でいえば猛暑年みたいなもので、特異的な部分を全面的に反映させるのはおかしいのではないかというご意見とあったと思います。これは、恐らく平場でずっと議論していても取れんするものではないと思いますので、幾つかの考え方のパターンをどこかの段階で示させていただいて、その上で改めて議論するというご意見でいかがでしょうか。

じゃ、 $\beta$  値のところはそのぐらいにとりあえずしておいて、公租公課等についてはいかがでしょうか。阿南さん、どうですか。なかなか納得できないですね。どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

要するに、政府が資本注入するときに言えばよかったと言われても、全然わからないし、そういう機会も保障されてはいませんでした。東電をどうするかは、特別総合事業計画を認めた段階でもうこれは決まっているということですね。そういうことですね。

○安念委員長

まあまあ、言っちゃえばね。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

それはそうですね。ほかで言います、私は、じゃあ。

○片岡電力市場整備課長

誤解がないように説明しますと、あくまで資本コストを一般的に算定した上で、それが配当に回るかどうかというのはまた別の話。それは配当には回さないということを特別事業計画ではコミットしていますし、それは株主責任をとる一つの方法だということですね。配当には回らないと。ただし、その式がじゃあどうなるかといえば、さっき東電から説明ありましたけれども、配当しなかった分はどうなるかといえば、それは賠償の特別負担金という形で政府に戻ってくる。つまり、1回、賠償のために用立ててもらった費用を返していくということ。それから、もう一つご説明があったのは、財務体質を将来的にはよくして行って、政府のお金に頼らなくても純粋にお金を調達をして回っていくように、内部留保といいますけれども、自分の資産といいますか、財務をよくしていくと。それに使いたいということをおっしゃった。

賠償機構法上どうなっているかと申しますと、これは趣旨からして最大限の特別負担金の納付を求めるといふふうになっています。加えて、先ほど説明ありましたように、主務大臣、これは経済産業大臣と機構担当大臣、これはたまたま今は両方とも枝野大臣ですが、それが認可をします。すなわち、明らかに特別負担金に返ってくる額が実際にその収益に比べまして低過ぎるとかということがあれば、それは認可が得られないわけでありますので、したがって株主責任がきちんととられるかどうかというのは、あらかじめ特別負担金を納付する際に、それは政府

のチェックが働くということになっています。それが下で配当なんか回っているというふうなことは、それはチェックしますので、それはないということです。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

すみません。企業のほうはどうですか。銀行の責任というのはどうですか。

○片岡電力市場整備課長

銀行の責任につきましては、これはどう考えるかというのはあるかと思えますけれども、1兆円のニューマネーといえますか、新しく追加融資をします。そのときの金利、つまり私には私の方ではわかりませんが、もし本来の東電の現在の状況を踏まえて、普通に例えば融資をしてもらおうと思えば、何%ぐらいすごい高い金利になったかもしれない。それをある一定の範囲に抑えて、それはその金融機関もある意味で責任をとる形で融資に応ずるということで、東電としては交渉されたというふうに考えています。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

利息を求めないで、融資してくれるのですか。それはいかがですか。

○片岡電力市場整備課長

利息は。

○安念委員長

それは……。

それじゃ、私も一法律家としてぶっちゃけたことを言ってしまうと、それは初発を間違っただけですよ。つまり、最初に会社更生しておくべきだったんです、本当は。そうすることによって100%減資して、そして銀行などの債権者には大いに泣いてもらって——社債は担保つきでしたよね、御社の社債って。だけれども、担保つきだって、破産法と違って担保権は実行できないんですよ。それは優先的更生債権といって、これも泣いてもらうんです。全部泣いてもらえばよかった。ただ、火事場で政策判断しなきゃならない人に対して、1年以上たってから冷房に当たりながら本当はこうすべきだったんだという後講釈がどれだけ通用するかという問題ではあります。リーガリストには僕はやっぱり、東電さんの前でこういうことを言うのもなんだけれども、会社更生にしてスッキリすりゃよかったんだと思います。

ただ、まず第一に、損害賠償債権者が何十万もいるというのの処理を会社更生法の枠内ではちょっとできないということは、確かにあったと思います。管財人や裁判所の事務処理能力ではまず難しい。それに第二に、損害賠償債権は無担保債権ですから、社債債権者よりあるいは有担保の銀行債権よりも劣後してしまうんです。これをどうやってやるのかというと、特別立法でやらないとできない。しかし、それを火事場でやると今よりもっとひどいことになっていたんじゃない

いかなという気もしますが、これは放言というか、こんなでかい声で放言しちゃって、それは…  
…。

私も阿南さんと思うところはそんなに違ってはおりません。ただ、それは政府がつぶさないと決めちゃったんだから、今さら我々がどう言ってももう追いつかない話と、こういうことで、先ほど八田先生や松村先生もおっしゃったけれども、いろんな制度は我々にとっては与件、与えられた条件であって、それはそれでしょうがないやと、みんな内心ではぶつぶつ思いながら議論しているんです。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

委員長のお考えは、了解です。

○安念委員長

いや、了解ですって、あんまり理解できないんだけど。理解できないんだけど、耐えがたきを耐え、しのびがたきをしのびながら議論しているわけでございます。

ちょっと租税公課ですが、これ、法人税は立つんですね、御社の場合。こういう言い方ですると大変失礼だけれども。要するに、法人税の基本的な考え方は総益金マイナス総損金だから、その後の利が少しは残るという想定で、この租税公課ができているということですよ。具体的に配当するかどうかとは関係なしに。そういう理解でよろしゅうございますか。

○高津東京電力株式会社常務

おっしゃるとおりです。

○安念委員長

わかりました。永田委員、どうぞ。

○永田委員

今の法人税のところでございますけれども、逆算方式だと理解しています。1株当たりの配当を50円にして、それで発行済み株数を掛けて、それだけの配当をするためにはこれだけの所得が必要だと。所得が発生したら、法人税が当然かかりますねと。それで、今の税率で実効税率を掛けたら、このぐらいの法人税が計上することになりますと。そういう今メカニズムなので、計算したらこうなりますということかと思えます。

じゃ、これが果たしてメイクセンスするのかということなんですけれども、私はちょっと、山内先生にしかられるかもしれませんが、いわゆるちょうどレートベースと減価償却の関係に近いという感じがしています。要は、資産は収益を獲得すると、利益を獲得するための投資であると。もちろん、いわゆる事業報酬も配当があることによって初めて資金調達できるのか。そういう意味では収益をある意味では犠牲にして獲得できる能力があると。それに伴って発生す

る法人税もあたかも減価償却のような関係であって、したがってそれを法人税を——営業費で  
すよね。営業費の一項目になるんですかね、大きなくくりになると。

○安念委員長

租税公課として。

○永田委員

租税公課は営業費。事業報酬と営業費という関係になると、営業費の一項目ということなので、  
そういう整理で一応法人税を営業費の中に租税公課として入れるのが一貫しているのかなと思っ  
ています。

一方で、それでは配当をやっぱり払うのはどうなの。いわゆる計算上もですね。計算上払うと  
いうロジックがどうも何となく腑に落ちないというのは、やっぱり私自身もひっかかりがあり  
まして、それでいろんな知恵を絞って考えた中で、例えば、どうでしょう、特別負担金とい  
うのはたしか機構法50条の2項で、いわゆる収支の中で最大限支払うということになっています。  
これは今回、料金原価には算入しないということになっていると思いますので、そういう意味で  
は特別負担金の支払い先である国に対してのある意味では、ちょっとこれは特別負担金を払うと  
いうことに対しての原資的なものなのかなと。そういう意味で一定の、難しいですけども、合  
理的なのかわかりませんが、何かこじつけとしてはそんなことなのかなというふうに考え  
ていますけれども。ちょっと整理がつかなくて、今のところまだそういう程度です。

○安念委員長

松村先生、どうぞ。

○松村委員

理屈は、今までの資本コストの話と全く同じ、この具体的に置かれた特殊な事情ではなく、一  
般的にこの事業を営むとすれば、当然配当することになるでしょうと。そのためのコストとい  
うのは、既に先ほど議論したように資本コストとして立てているわけですが、それに伴って当然法  
人税も発生します。その分カバーしないと実際にそれだけの資金を集められないという抽象的な  
話なので、そういう形でルール化されているはず。それで淡々とルールどおりにやっている  
というものですから、これに関しては実際に払う、払わないと関係なく、ルールにそのまま従え  
ば、認めざるを得ないと思います。

○安念委員長

実際に法人税を払うか、実際に配当を払うかとは無関係——無関係というのも言い過ぎかも  
しれないけれども、それとは独立している話ですよ。

ただ、今や懐かしい額面、こ学生に株式の額面という、それ、おじさん、何の話ですかとい

う顔をされるんですが。昔、500円券だったですよ。それで1割配当ということで、50円配当というやつですが、この数値を出発点に置くということ自体はどうなんですか。ちょっとよくわからないんだけど。要するに、電力業界というのはもともとそういうお作法だということで納得すればいいんですかね。特配だけですよね、60円配当したのは、多分。電力業界さんで一般的にいえば。そうでもありませんか。60円とか70円とか配当しておられましたか。

○東京電力株式会社説明補助者

していました、当社のほうは。

○安念委員長

ああそうですか。失礼しました。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

税金、全く払わないということじゃないんですね。2割はやはり繰越欠損金の控除ができない部分については税金の支払いが発生すると、現実的に。そこはちょっと注釈が要ると思うんです。

○安念委員長

はい、わかりました。

ほかはどなたか。失礼しました。どうも申しわけない。矢野さん、どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

違う質問で大丈夫ですか。

○安念委員長

もちろん結構です。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

ちょっと2点ほど確認を兼ねた質問をさせてください。先ほどのところに関係する、阿南さんが言っていた金融機関の責任というところで、1兆円を金融機関のほうは低利で資金提供することですけれども、これは条件がついていますよね。今回の値上げが行われるということと、それから事業が安定化するということですけれども、金融機関が1兆円資金投入する値上げは10.28%を前提としているのかどうか、その辺をお聞きしたい。それが1点目です。

それから、2点目は、資料6の4ページの固定資産税のところ、これはちょっと確認をさせてください。福島第一、第二のこれは固定資産税計上されているのは、第一は5・6号機、第二は1・4号機という、いわゆる廃炉にはなっていない号機を指しているのかどうか教えてください。

○安念委員長

いかがでございましょうか。

○東京電力株式会社説明補助者

まず、融資の実行の条件の話ですけれども、今回の総合特別事業計画では、料金の認可とそれから1兆円の資本注入と、それから先ほどから議論になっています新しいニューマネーの融資というのが三位一体といいますか、どれが欠けてもこの計画の前提とならないということで、セットで議論されているということです。ご質問があった10.28かどうかというところまで明確に議論がされているわけではなくて、あくまで料金改定が行われるということと、それから1兆円の国からいただく資本注入ということによって財務基盤をしっかりとっていくことによって、今後、電気の安定供給等をしっかりと進めていく体制が整うと。そこに協力をいただく形で融資を入れていただくと。こういう形になっているということでございます。

○片岡電力市場整備課長

追加で。

○安念委員長

はいどうぞ。ちょっと待ってください。片岡さん、どうぞ。

○片岡電力市場整備課長

補足しますと、総合特別事業計画も読んでいただくと、ちょっと手元にないと思いますが、92ページに料金改定の必要性というのがあるんですけれども、これは10.28%というのが前提になっていますけれども、「なお」として、料金については経産大臣の認可の踏まえて、公聴会の手続を踏まえて行われることになる。したがって、査定を通じて変更される可能性があるため、最終的な引き上げ幅は現時点では未定であるというふうに特別事業計画に書いていますので、そこは大臣も繰り返し申し上げていますように、特段計画を認定したから料金査定でどうこうする、影響されるということはないんです。

○安念委員長

わかりました。

はいどうぞ、お願いします。

○東京電力株式会社説明補助者

もう一点の福島第一の1から4号機の固定資産税の扱いでございますが、既に設備の減損処理していることは以前にご説明したとおりでございますけれども、固定資産税につきましても、資産が除却されない限りは課税されるということでございまして、税務当局にも確認いたしまして、24年度につきましても、最低限度額であります取得価格の5%、これが課税されると。ただし、25年度以降は、今年度中に電事法の第9条1項の廃止届、廃止措置の扱いになりますので、25年

度以降は原価に含めておりません。24年度分だけ実際かかるというところの費用だけ入れさせていただいているということです。

○安念委員長

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

はいどうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

この電源開発促進税ですけれども、国民の声の主な意見にあります。ここは主に原発の立地交付金ということですね。そして、再生エネルギーの開発だとかというところにも使われるということははっきりしているのでしょうか。

○片岡電力市場整備課長

これも法律で使途が決められていまして、割合はおっしゃるように大半が電源立地交付金として地元にお金を払うあれになっていますけれども、再生可能エネルギーについても支出することにはなっています。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

なっている。水力と地熱というのは指定されているのですか。

○安念委員長

限定されているんですか。

○片岡電力市場整備課長

ちょっと確認して後ほどまたお届けします。

○安念委員長

ありがとうございました。

実は、前回の積み残しというのがまたこっぴりあるんですが。減価償却の問題もまだ未解決ですし、それからスマートメーターの話もまだほとんどしていないし、それからその他もろもろミスレニアスもありまして、もしそういうことについてご意見があれば改めて伺いたいと存じますが、いかがでございますか。参考資料の関係です。

じゃあ、後ほどまた戻っていただいて全然構わないので、次行きましょうか。とりあえず頭出しだけはそれじゃしておきましょう。

今のところやっぱりβ値の問題の積み残しでございます。先ほど申しましたように、β値の考え方については幾つかパターンを後ほどお示しをして、改めてご議論をいただこうと思います。

#### 4. 費用の配賦・レートメイクについて

○安念委員長



それで、次の第3議題でございますが、算定された総原価を規制部門と自由化部門に配賦し、各種の料金メニューを設定するプロセス、レートメイクでございますが、最初に事務局よりご説明をいただきまして、その後で東京電力からご説明をいただきたいと存じます。

じゃ、片岡さん、お願いします。

○片岡電力市場整備課長

資料7をごらんください。

1枚目、よく使っているこの模式図ですけれども、前提計画をもとに総原価を算定します。総原価をこれは発生の原因に従いまして、水力、火力等々に割り振って行って、一般管理費をさらに配分しまして、最終的には小売の規制料金、それから小売の自由化料金、託送料金に割り振っていくということでございます。より詳しく、次の2ページ以降に説明をしています。

まず、これまでご議論をいただいていた総原価、一番左、51項目が出てきます。その51項目を、例えば人件費であっても、水力にかかわる人であれば水力発電費、火力発電所で働いている方であれば火力発電費ということで、これは発生原因に応じて、上に書いていますけれども、整理していると。それから、本社の機能でありますとか、例えば社長の給料でありますとか、そういう一般管理費につきましては、これは特段上のところには分けられないので、その後、ABC会計手法、これはActivity Based Costingといいますけれども、これも同じようにその費用の中身に応じて配分すると。

これは次のページ、3ページに具体的なことが書いていますけれども、一般管理費の分け方としまして、直課、帰属、配賦という形で、直接特定の部門に費用を充てるもの、それから何らかの客観的な合理的な基準で配分するもの、最後、何らかの代理的な比率を用いて配分するもの、そういうふうに分けています。これは見てわかるように、なるべく直課が多ければ多いほど、一般管理費が確実にそれぞれの費用に割り振られているということがわかるわけでありまして。これは後から東電から実績が説明があると思います。これも算定規則で決まっております。それから、一般管理費がそういう形で、次に8部門とありますけれども、水力、火力、原子力等々に分かれていきました。

続きまして、それを送電にかかわるものとそれから発電等の送電以外にかかるものと分けていきます。これは例えば当然送電費であれば100%送電ですけれども、例えば発電費であれば、そのうちの一部は、これはアンシラリーといいますけれども、新電力に電力会社が供給する発電の費用として一部ありますので、こういう網かけの部分、これが合わさって真ん中より右側の送電コストになっていきます。他方で、それ以外の部分、主には発電費等々ですけれども、それが送電等非関連コストということで、送電以外に分かれていきます。

そのコスト、それぞれに可変費、つまり量に応じて変わっていく部分と固定費、設備のように電気の使う量にかかわらずかかってくる費用と両方ありますけれども、その費用を低圧、つまり規制部門、それから特高・高圧、自由化部門、これはどう割り振るかということになってきます。可変費と固定費の割り振りの仕方、可変費は当然使った量で割っていくと。固定費は設備の使い方に応じて配分していくということになっています。その使い方に応じた配分の仕方が、これは2：1：1法等と書いていますけれども、※の2番でありまして、3ページに3ページにそのやり方が書いています。

これは数式はこういう形で3つの比率を2対1対1あるいは2対1に割り振るということですが、考え方を申し上げますと、結局ピークに応じて電気の設備をつくるというのが大半でございますので、そのピークのときにどの需要種別がたくさん使っているか。ある意味、その設備をつくるためにどの需要種別がその責任といいますか、寄与をしているかということを経算する方式であります。単に使った量ではなくて、ピークのときに合わせて設備をつくるものですから、それに応じて負担を求めるということが、これも省令で2：1：1法、2：1法ということで定められております。それによりまして規制の低圧料金、高圧・特高の自由化料金、託送料金に分かれていきます。

4ページをごらんいただきますと、これは第2回で利益の配分が9対1、あるいは東電の場合9対1、全体でも7対3ということになりましたけれども、これは実はきのうの消費者委員会でもご説明させていただいた資料ですけれども、そもそも規制部門と自由化料金でどうして料金が違うのかということからひもといたものでありまして、3つほど理由を書いてございますけれども、1つには、やっぱり設備が異なると。左側の共通部分におきましては、電源、発電所と高圧送電線、これは共通なんです——すみません、4ページです。

ちょっと資料が飛んでいるとなかなか説明のしようがないですね。これはすみません、次回このところは説明させていただきます。

では、ちょっとすみません。飛んでしまいますけれども、8ページまで飛んでいるのであれば、9ページにいきます。

配分の仕方につきましては後ほど、次回ご説明させていただきますけれども、その上で、燃料費調整制度とございまして、これは燃料単価が変わったときに、その燃料単価の変動に応じまして毎月料金を変動させると。これは逆に自動的に、先ほど裁量の余地なく自動的に変動させることで、上がったときには上がるし下がったときには下がるというふうに、機械的にむしろやるべきだということで設けられた制度でございます。

11ページでございますけれども、結果として料金ができた後に事後評価をしていくと。つまり、

1対9等々の問題があったときに、それをきちんと把握して是正をしていくというために、部門別収支というのをとってごさいます。これは表が書いていますけれども、規制部門と自由化部門、それぞれで収支を毎年毎年チェックをしています。その結果、これまでは自由化部門が赤字であれば、内部補てんのおそれということで、公表してまいりました。11ページの右下のほうに実際こうした例があります。その上で、今回、有識者会議の報告を受けまして、毎年公表すると。つまり、1対9みたいな話が事後的に何年かたってわかるんじゃないじゃなくて、毎年毎年、何対何の利益になっているかということがわかることになってごさいます。

さらに、それに加えて、12ページでありますけれども、事後評価をきちんと行うということで、毎年毎年の収支については、右下の①にありますけれども、部門別収支を公表する。それから、原価算定期間終了後には実績と原価の乖離をチェックをする。その上で1対9、そうした状況が固定化している、あるいはそれが構造的なものになっているということであれば、認可申請命令を発動することによりましてもう一回リセットすると。紙がなくて飛ばしますけれども、きちんと費用が配分され直すということを考えてごさいます。これは23条の申請命令の発動要件が厳し過ぎるんじゃないかをご指摘をいただきましたので、これについては検討してまいりたいと思てごさいます。

それから、14ページ以降、ちょっとこれも時間の関係がございまして、また次回にでも説明したいと思いますけれども、先ほどちょっと申し上げました自由化部門と規制部門、どういうふうに原価が配分されていくかということ、特にきょうも議論になりましたけれども、事業報酬という観点で、事業報酬がどういうふうに配分されていくかということを示したものであります。14ページの一番下に最終的にこう流して割り振っていったと。先ほどのとおり、いろんなルールを用いて割り振った後で、事業報酬の割合というのが規制部門と自由部門、それぞれ7.7と6.6%というふうになってごさいます。これは設備の量に応じて、資本調達コストですので、その分が規制部門にたくさん乗っているということでもあります。

その上で15ページ以降、可変費、つまり燃料費が変動した場合にどう影響を受けるかということ、シミュレーションをしまして、燃料単価が上がる場合、それから燃料の量が変わる場合。これを見ますと、右下の絵にありますけれども、燃料単価が上昇する場合、1.5倍でも7.7の事業報酬が7.1になると。逆に数量が1.1倍になれば、7.7が6.1にまで下がるということで、燃料数量の変動が非常に感応度が高いといえますか、大きく収支に影響するということを説明してごさいます。実際、平成19年の中越沖地震の影響によりまして、規制部門が大きく収益を減らしたのは、主には燃料費、燃料の使用量の増があったということを分析しております。

17ページは関係する条文、18ページにつきましては審査要領が規定されています。ここにおき

ましては、レートの最後、料金をつくる際に定率または定額でもって明確にするためだという、それから不当な差別、取り扱いをなすものではないということをチェックすることになってございます。

次のページ、ご指摘事項もしくは公聴会等における意見でございますけれども、先ほどの利益の9割の説明をきちんと求めたいといったようなご意見を強くたくさんいただいております。メニューにつきましては、特に公聴会等でありましたけれども、夜間電力の値上がりの問題、それから例えば5時間通電機器割引の問題、そうしたメニューについて、今回なくすものあるいはつくったもの、それぞれについてのご意見をいただいております。

ご議論をいただきたいポイントは21ページにございますけれども、先ほどのちょっと説明してませんで、飛ばしてしまいましたけれども、各段階における費用の配分、これが算定規則にのっとって適切に行われているかということ、先ほどの直課、配賦、帰属、直課が多いほど確からしいということですが、それがどうなっているか。それから、配分するときの先ほどの2:1:1、2:1とか申し上げましたけれども、それぞれのピーク時の電気の使用量の推定が正しく行われているか。その上で事業報酬等がきちんと配分されているか。こうしたことを確認していく必要があるかと思っております。

加えまして、レートメイクでございますけれども、今回の基本料金、従料金、今、従料金が上がっているということでございます。3段階料金も3段階、多く使うに従って単価が上がっていくということでございます。こうしたもの、あるいは選択約款で新たにつくるものあるいは廃止したもの、多々ございますけれども、それはどのような考え方で今回設定されているかと。それによりまして、一般の料金との関係でどういうふうな影響があるかということもチェックすべきだというふうに考えてございます。

その他、各論ですけれども、オール電化の割引、その他の機器要件を課しているメニューの妥当性でありますとか、それから、今回廃止したメニューの理由でありますとか、こうしたこともきちんとご説明いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、東電さんから引き続きお願いできますでしょうか。15分で。すみませんけれども。

○高津東京電力株式会社常務

承知いたしました。

お手元の資料8をごらんください。

まず、めくっていただいて、もう4こま目からですけれども、これは能書きになりますが、料金改定時における個別原価計算、これは費目ごとに積み上げた会社全体の原価を機能や性質に応じて規制部門と自由化部門に配分すると。これは経済産業省令の料金算定規則にルールが詳細に規定されております。

5こま目から9こま目まで、似たようなものを書いてありますが、これが本題の算定フローの全容を示しております。これを逐次追って説明いたしますが、それ以降の10から30こま目まではその補足説明となっております。随時見ていただくということにさせていただきます。

それで、5こま目からごらんください。1番、原価等の算定から順に追って説明いたしますが、今回の料金改定において、総原価は3年平均で5兆7,624億円となります。このうち保留原価と申しまして、記載のような7,911億円の費用については、配分整理を後回しにいたします。

2番目の原価等の整理のところでございますが、保留原価を除く4兆9,714億円については、水力部門から一般管理部門までの9部門へ整理をまずいたします。1行目の振替前というのが、財務関係と同様の整理をした結果となったわけでございます。

2行目の振替額ということについて、これは何かということをおめくりいただきまして、10、11こま目でちょっと補足させていただきます。お手数かけて申しわけございません。10こま目なんですけれども、これは9部門整理において、原則、電気事業会計規則に基づいて各部門は整理いたすんですけれども、原子力部門以外の人員による被災者支援等の応援業務にかかわる費用というのがありまして、これは原子力部門へ振り替えるなど、業務の実情に応じて一部会計上の扱いは異なる整理を実施しているわけでございます。

11こま目のほうをちょっと見ていただきますと、これは電源線費用の振替について説明いたします。電源線というのは、このイメージ図にありますように、発電所から電力系統へ送電することを主たる目的とする送電設備なんですけど、この費用は新電力との——PPSですね——公平性の観点からネットワーク部門から電源部門へ振り替えることが定められております。以上が9部門の整理における振替額の説明です。

5こま目にお戻りください。お手数かけてすみません。今、この振替額を加減算した結果が3行目の振替後ということになります。

3番目の一般管理費、ABCをごらんください。9部門へ整理した原価のうち、一般管理部門へ整理した原価については、ABC会計基準によりまして、残りの8部門へ配分し直すこととなります。

この配分方法を12こま目で具体的に説明したいと思います。12こま目へまた戻っていただいて、お手数かけます。この表の一番上の固有費というのは先ほどの振替後の値と同じなんですけど、そ

の次の一般管理費のABCにおいては、発生の主な原因に応じて各部門に直接整理可能な額、先ほど直課とありましたが、これで「ちょっか」と読みます。直課することが困難な場合には、費目ごとに料金算定規則に定められたコストドライバーというのがございまして、これに基づいて配分いたします。

13こま目には一つの事例として、給料手当の例をお示しいたしました。このコストドライバーというのは、事業者、つまり弊社が独自に設定することも可能でございます。

また5こま目に一たん戻っていただきまして、今3番目まで終わりましたので、今度4番目になります。第一次整理原価をごらんください。これは8部門整理表においてもともと8部門へ整理していた固有の金額と、一般管理ABCにより新たに8部門へ整理された一般管理の金額を合算しております。こちらで整理された金額を第一次整理原価と呼びます。水力ですと1,200億円ということになります。

次に、5番で、水力、火力等々、ほかの配分でございしますが、この第一次整理原価のうちの水力発電費、火力発電費につきましては、供給区域内の周波数の値の維持にかかわるアンシラリーサービス費というのがあります。それ以外の非アンシラリーサービス費、こういうふうに2つに配分いたします。また、変電費というところをごらんいただきますと、これは受電用変電所といまして、特別高圧、高圧、低圧のいずれの需要にも応じて使用される費用と、それから高圧、低圧のみの需要に応じて使用されます配電用変電費、これに配分いたします。配電費につきましては、需要家費といって、個々のお客様ごとに設置する例えば引き込み線とか計器、電流制限機等にかかわる費用、さらにそれ以外で高圧、低圧のいずれの需要にも応じて使用される高圧配電費、それから低圧需要のみに応じて使用される低圧配電費と、こういうふうに配分いたします。販売費につきましては、業務の仕様に応じまして給電費、需要家費、一般販売費と配分いたします。

6こま目をごらんください。続いております。今まで配分してきた費用のうちネットワークに関連する費用を6番の送電・高圧配電関連費、それ以外の費用を8番目の送電・高圧配電非関連費として整理いたします。この整理というのは託送料金を算定する上で必要なプロセスでございます。さらに、これらの費用については、販売電力量にかかわらず必要となる固定費とそれから販売電力量で変動する可変費へ配分いたします。

引き続きまして、7こま目のほうをごらんください。つながっております。こちらでは、今まで配分してきた費用を低圧、高圧、特別高圧の需要種別に配分する方法について説明いたします。

まず、10番の送電・高圧配電関連費のうち固定費につきましては、いずれの需要にも発生する費用でございますけれども、小さな①で、いわゆる先ほどの2対1対1配分比例によりまして、

また、その小さな②というのは高圧、低圧の2つの需要のみに発生する費用については2対1配分比率ということで、おのおのを配分いたします。今この2対1対1とかの配分方法は、24こま目に書いてあるんですが、これは今、片岡課長のほうからご説明がありましたので、また前回、第2回でもご説明ありましたので、省略させていただきます。後ほど時間があれば。

7こま目の続きですけれども、この10番の送電・高圧配電関連費のうちの可変費につきましては、発受電量の比率で各需要種別に配分いたします。また、右端の需要家費につきましては、原則口数の比率で配分いたします。この需要家費配分にかかわる事業者の、これにかかわる事業者選定基準、つまり私どもが独自に設定する基準につきましては、先般の有識者会議の報告書によりまして、より具体的な算定方法がわかるようにするようご指摘がございました。詳細は23こま目に記載しましたが、後ほどごらんいただければと思っております。

次に、その下の11番の送電・高圧配電非関連需要でございますが、これは上記と同じように、固定費については2対1対1比率、可変費については発受電比率に配分いたします。12番と13番が需要種別別、かつ固定費、可変費、需要家費ごとに配分した結果でございます。

次の8こま目をごらんください。続いておりますけれども、保留原価につきましても、料金算定規則に定められた基準によりまして、各需要種別別、かつ固定費、可変費、需要家費別に配分しております。この基準は、27こま目に列挙してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

そういうふうにして、9こま目が配分結果をまとめたものとなります。9こま目の右下におきまして、規制部門25.74円・パー・キロワットアワー、自由化部門が17.5円と記載しておりますが、こちらが今回の申請における平均単価となります。

そこですが、10こめ目以降のところでごっと見てまいりますと、10こま目は先ほど振替額のところでご説明しました。

11こま目も同様のところでございます。

12こま目、13こま目は、先ほどの一般管理費ABCで説明いたしました。

それで、少し飛ばしまして、16こま目から何が書いてあるかということでございますが、これは20こま目までずっと続いておりますが、ネットワーク系の費用を低圧から特別高圧に配分する配分方法を示してございます。今までご説明した内容の延長線上でございます。

飛びまして、21こま目をごらんください。これは固定費と可変費の設定方法ということをお示ししてございます。どんな項目があるということが右のところを書いてございます。

それから、22と23こま目というのは、先ほど7こま目で説明した配分方法を整理したものでございます。需要種別別の配分方法ということで説明をした図面でございます。

それから、24こま目から27こま目、これが先ほどの2対1対1比などの説明を書いてごさいます。

それから、28こま目をごらんください。これが費目別に規制部門と自由化部門の配分結果をまとめてごさいます。仕上りの原価比で47%対53%というのが上の表の計のところで見られるかと思えます。なお、これを見ていただきますと、燃料費のところを見ていただきますと、燃料費全体のうち、規制部門で占める割合というのが39%、自由化部門が61%といったようなことで、大きな差が出てくるということがおわかりかと思えます。

次に、29、30は飛ばしまして、31こま目をごらんいただきたいと思えます。先ほど論点にごさいましたけれども、ここまでご説明してきました原価配分プロセスと同様の手法によりまして、部分自由化が導入されました平成12年以降の毎年の実績費用を規制部門と自由化部門に区分の上、収支算定結果を経済産業大臣に提出しております。このたび、その直近5カ年の算定結果において、利益が大幅に規制部門に偏っていて、規制部門で恣意的にもうけているのではないかとご指摘を受けているところです。第2回委員会の場で、地震に伴う原子力利用率の低下といった特殊要因によって、両者の利益に乖離が生じやすい構造をご説明させていただきましたが、今回改めてこの一連のということで、すべての年度の売上高利益率のデータを数字とグラフでお示ししてごさいます。

グラフの中に原子力利用率の推移も載せておりますが、当社の不祥事とか地震の影響によりまして利用率が大きく下がってしまった年度は、火力燃料費が配分ウェイトが大きいところの自由化部門、ここの収支がより悪化しまして、両者の利益率に相応の乖離が生じていることがおわかりいただけるかと思えます。各年度によりまして乖離が生じる理由はさまざまですが、完全にその差を説明し切ることがちょっと困難でございしますが、32、33こま目には、乖離幅の大きい15、19、22年度について、おのおのその年度固有の代表的な要因を補正した試算値をお示ししてごさいます。また参考にしていただければと思えます。

次に、レートメイクのほうをごらんいただきたいと思えます。

35こま目をごらんください。規制部門の電気料金には、お客様の電気のご使用形態に合わせたさまざまな料金メニューを用意してごさいますが、まず標準的な使用形態を前提とした料金として供給約款がごさいます。この中には一般のご家庭を対象とした従量電灯、街路灯を対象とした公衆街路灯、それから商店、小規模工場などで動力設備をご使用されるための低圧電力等の料金メニューがごさいます。また、供給約款のほかに設備の効率的な使用、その他の効率的な事業運営に資する電気の使用を前提とした料金ということで、各種の選択約款メニューを設置してごさいます。各ご家庭を対象に昼夜別の料金設定とした時間帯別電灯から、このたび新たに導入しま



したピークシフトプランなどがございます。

36こま目をごらんください。既にご案内かと思いますが、契約種別ごとの料金単価、これはそれぞれに応じた料金制、従量電灯の3段階料金格差、それから夜間時間帯の供給コスト等の要素を踏まえて算定しております。

37、38こま目は、ごらんいただければと思いますが、もうこれは既にご高承のことと思いますが、街路灯のような電気の使い方が一定の小規模なお客様には定額制、一般的なご家庭では従量電灯Bの基本料金制、それからさらには電力料金については3段階制を採用しているといったことが記載してございます。

39こま目をごらんください。今回の料金改定に当たってですが、従来より固定費及び需要家費は必ずしも基本料金のみでご負担いただいているわけではございませんで、基本料金と電力料金を合わせたものでご負担いただいているというのが実態でございまして、また、今回の値上げが主として燃料費の大幅な増加を理由とするものであるということから、電力量料金の値上げということで今回設定させていただいています。

40こま目をごらんください。例の3段階料金格差についてですが、生活に必要な不可欠な電気の使用への影響、これを軽減するために、1段階の1段料金の値上げ幅を抑制するということとともに、それから節電インセンティブという観点で、2段、3段の料金格差というものを拡大してございます。下の表に昭和49年以降の料金改定における3段階格差の実績がありますが、このような内容で推移してきて、今回の分ということでございます。

41こま目と42こま目には2種類の図がありますが、3段階料金をどこのキロワットアワーで区分するかということで、これは国の委員会等のご意見などを踏まえまして、従来値と同様に120キロワットアワー・パー・月、300キロワットアワー・パー・月といったところをラインとして、1、2、3段ということで設定してございます。

43こま目をごらんください。夜間時間帯の料金についての考え方でございますが、原子力発電構成比が低下しまして、単価の上昇がある一方、石炭火力、熱効率の高いガス火力を中心に夜間発電ということになっておりますので、夜間時間の供給コストを反映した割安な料金ということを設定しているということをご説明しております。

44こま目ですが、これは「電化上手」の全電化住宅割引率5%、これは下の図にありますように、オール電化による増分電力量が新たな追加的な発電設備を必要としないということの評価いたしまして、電力量料金に含まれる電源固定費相当を割り引くという考え方によって設定しております。

45こま目をごらんいただきたいと思っております。以上のような考え方によりまして、主な契約種別

の料金単価は記載のとおりになっておりますが、例えば左上の従量電灯B・Cでは、1段料金の値上げ幅が74銭・パー・キロワットアワー、2段料金が2円30銭、3段料金が4円89銭ということになります。

46こま目をごらんください。これは契約種別ごとに口数とか需要高、電力量について、過去の実績推移を踏まえて原価算定期間3年間の先行きを想定しています。

次の、ちょっとめくっていただきまして、47こま目から49こま目までですが、これは今46こま目で申しあげました想定需要に料金単価を掛け算いたしまして、契約種別ごとの想定料金収入を算定する方法を示しております。例えば、従量電灯A、Bについては3段階料金格差をもとに算定した料金単価と過去の実績推移をもとに想定した需要を掛け合わせることにによりまして、料金収入額の想定を実施しております。

次に、飛びまして、ほかの項目が48、49とありますけれども、50こま目をごらんください。以上によりまして算定した各契約種別の想定料金収入の合計が、規制部門に配分された原価額に一致するように料金を設定しているということでございます。今申しあげましたいろんな方法によって積み上げたものが一番左の原価の2兆7,201億に合致するように、そういう配分で設定しているということでございます。

次に、めくっていただきまして、ピークシフトプラン、選択約款でございますけれども、これを少しご説明させていただきます。このプランは1年の中で特に電気のご使用量の大きい夏季の13時から16時のピーク時間帯の負荷の抑制を目的としまして、認可申請と同時に公表いたしましたものでございます。これまでホームページ、チラシ等でご案内しているとともに、マスコミでも新メニューとして取り上げていただいたんですけれども、現在380件の加入にとどまっております。この原因といたしましていろんなことが考えられるんですけれども、最も大きな原因といたしまして、当社がターゲットとする比較的使用量の多いご家庭や中小企業のお客様にメニューの概要、ご加入のメリットがしっかりお伝えできていないということにあるかと考えてございます。当社としましては、わかりやすい目安としまして、契約容量60アンペア以上、かつ月平均ご使用量が650キロワットアワー以上という、こういった数字を扱ったりしまして、料金メニューをPRするとともに、ホームページ、カスタマーセンターを活用しまして、料金試算をご提案してまいりたいと思っております。

次に、53こま目をごらんください。今回の改定に合わせて、「おとくナイト10」、それから第二深夜電力、電化厨房住宅契約の3つの選択約款につきまして、新規加入件数が大変少ないこととか、それからメニューラインアップを簡明にする観点から、料金改定実施日をもって新規ご加入を停止させていただくことを公表いたしました。なお、料金改定実施日までは周知期間とし

て引き続きご加入いただけますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

54こま目から65こま目が各料金メニューを示してございます。これは飛ばさせていただきます。

最後に、66こま目をごらんください。これは電気のご使用量の多いお客様の上位10社の平均単価を示してございます。特別高圧のお客様の平均単価、16.1円・パー・キロワットアワーと比べて、この上位10社のお客様が11.8円・パー・キロワットアワーと、約4.3円の差がございませうが、この差は主に需給調整契約によりませう割引、それから電力量料金が割安な夜間のご使用量が多いということに起因してございませう。

ここに書いてございませうが、次のところの最後の67こま目には、第2回の委員会でお示しした図でございませうが、このようにこういっただお客様のご使用でございませうして、これらのお客様は設備、人員配置面において夜間に電気をご使用になる操業形態を組んでいただくとございませうして、夜間の電気のご使用率が平均で80%を超えるなど、極端な夜型で操業いただいております。このために相対的に単価が低位な水準となつていませうるわけでございませう。

私からの説明は以上でございませう。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問ありましたら、どうぞ。

どうぞ。

○山内委員

選択約款については、ネットレベニューテストというか、これは電気の場合は入つていませうるだけ。

○片岡電力市場整備課長

収入と、はい、入つていませう。

○山内委員

そうですね。それどんなふうになつていませうるかというのは今は手元に資料はないですね。

○安念委員長

今、何かありますか。選択約款の収入と収支がどうなつていませうるかということについて。

○東京電力株式会社説明補助者

考え方としましては、この従量電灯のお客様、基本原価のお客様以外でも、選択約款のお客様の需要を想定いたしまして、それに単価を掛けて、合計が個別原価で配分された費用に一致するように設定していませう。

○山内委員

そうじゃなくて、選択約款の場合に、選択約款を入れるときに、条件として、それを入れた場合に、需要がふえて、その分が固定費で節約になるから入れるんだというのが基本的にはあったはずなんだけれども、それはどうですかね。要するに、そこだけ赤字になるような形で営業割引するのはだめですよという、そういう規定がたしかあるはずですけども。いいです、今はまだ。

○片岡電力市場整備課長

基本的な考え方はそういうことだと思います。

○山内委員

そうですね。

○安念委員長

何か資料がありましたら追ってご提出をいただければと思います。それは当然のことですよ。大口、出血で割引をするというのはだめなことになるかと。

○山内委員

大口というか指定料金で使うという。

○安念委員長

大口というのは企業ですね。

どうぞ、矢野さん。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

きょう説明いただいた選択メニューのことはちょっと入っていないかもしれないんですが、今回の値上げに伴って、自由化部門もあわせてですけども、負担を軽減できるようにということで、いろいろなメニュー、ピークシフトプランもそうだと思うんですけども、そういう投げかけで提案がされていますが、そういった値上げを前提として、かつ負担を軽減するためにいろんなメニューを用意していますというところで、それを実際に活用した場合に、そこは支出場所をいじるのか、それとも中で吸収できるのか。ちょっと素人考えでいえば、そういった節電の協力ではなくて、むしろ負担を軽減するというような言い方だと、むしろ負担を軽減するのに幾らかお金が中で吸収できるのであれば、その分をちゃんと値下げに反映してほしいというふうに一般的には考えてしまいますけれども、ちょっとそのあたりについてご説明をお願いします。

○高津東京電力株式会社常務

選択メニューの形のピークシフトプランだとかあるいは自由化部門のお客様ですとサマーシフトプランと、いろんなものがございまして、こういうものを入れていただく。規制部門だけでお話ししますと、規制部門のお客様に入っていただくとなると、どれぐらい入っていただくかとい

うことを我々としては想定いたしまして、その分、我々のほうの収入分というのは減る分がござ  
いますので、そういうのを全部減った分はまた減ったで、トータルとして総原価になるようにと  
いうことで、配分し直すといえますか、そういうイタレーションをすることにしてございます。

○山内委員

さっき、選択約款については、その選択約款自身の収支、見るはずになっていませんでしたっ  
け。ちょっと私の記憶ですけれども。それを私は、通常ネットレベニューテストって一般的には  
言われるので、それが入っていたはずなので、その辺どうなのかなと思って。

○片岡電力市場整備課長

多分、矢野さんのご指摘は、入る人がいると、その分余分にかかったコストが本来、それ以外  
のお客さんのところに乗っかっているんじゃないかということですね。乗っかっているといいま  
すか、割引、もしそのメニューがなければ、仮にその割引原資がほかにも回ったはずじゃないか  
ということだと思えます。それは、ただ、選択なので追加の問題なんですけれども、つくる際  
に選択約款に加入する人が負荷の形態が変わることによって、その割引を割り引いています。そ  
のコスト削減分を充てるということで、料金を設定されているのか、あるいはそうじゃなくて、  
料金を設定したものが、要はその分、ほかの需要家にどういう影響があるのかということちょ  
っとご説明いただきたいということなんですけれども。

○安念委員長

言いかえればこういうことですか。一般的なメニューの顧客から選択約款の顧客に一種の内部  
補助が行われていないかという、そういうことですか、今問題となっているのは、これは計算の  
問題ですよ。

○東京電力株式会社説明補助者

内部補助ということではなくて、そういうシフトといいますか、そういう使い方をしていただ  
く方にはそれに応じたコスト配分ということで、全体のコストが一定の中で使い方に応じた配分  
をしているということかと思えますので。

○安念委員長

松村先生、どうぞ。

○松村委員

数字の問題もそうですが、定性的な問題、そもそもの理念の問題もあると思います。先ほどお  
っしゃったのは、単なる割引なら、そのコストは別の人につけ回されている。そんなことをする  
のは絶対に避けてくれということですよ。つくられている選択約款は、基本的には、例えばピ  
ークを抑制することによって全体のコストを下げる。全体のコストを下げるので、他の人に迷惑

を決してかけるわけではなく、全体の効率性を上げ、全体の効率性が上がった部分を、それを選んでくれた人に還元するという、そういう説明になっているはずですが。実際に還元額と貢献額があっているかと言う定量的な話の前に、その理屈、その理念、選択約款が効率性を改善するという説明があるはずですが。選択約款は基本的になぜそんな約款を作るのかという理由を説明することになっていて、特にピークをシフトしてくれるのは極めてわかりやすい理由です。本当にちゃんと事後的に検証して、妙なことをされていないかどうかを調べることは重要だと思いますが、そもそも理念の段階でわかりやすいものと妙なもの、わかりにくいものがあると思います。

ここで問題として、レートメイク、2番目のところ、オール電化割引と機器要件を課したメニューの妥当性が議論されている。まず、そもそもそのような理念の観点から見ておかしいものは、このような状況下では排除すべきだと考えます。排除して、それで妙な営業費用、実質的な営業費用を負担することによって、他の人に負担を押しつけることを回避すべきと考えます。

オール電化割引の存在理由について、東電が出した資料でもものすごく雑駁には説明はしているが、こんな説明に全く説得力ありません。呆れるばかりです。仮にもしある家庭でガスエアコンを使っていて、その結果として夏のピークが抑えられたという場合には割引の対象にならないのに、そのガスエアコンを撤去して電気のエアコンにかえた途端に割引になるなどという約款が、およそピーク対応だとか、あるいは固定費の支払いが従量料金に入っているから、そんな雑駁な説明で理念として説明できるわけがない。

今までの最大の問題は、こういういかげんでどうしようもない説明を、それでも届出制だからということで安易に見逃してきたことだと思います。そもそも理念の段階からして、どう考えてもおかしいというようなものに関しては、今回きちんと見て、そのような選択約款を認めないということもきちんと議論すべきだと思います。その意味では、最終的に残る予定の選択約款の一覧表のようなものが出てきて、これはおかしいのではないか、あるいはこれは残すべきなのではないかということが議論できるような状況に整理した資料を出していただけると助かります。現段階では私はオール電化割引だとか機器要件を課しているようなメニューというのは妥当性がないと思っています。事務局が妥当性に関して疑いがあるものを具体的に例として出したと思うのですが、私もこの具体例に関して疑いは濃厚、認めるべきではないと思います。

以上です。

○安念委員長

じゃあ、選択約款は今回、認可申請の対象ではありませんけれども、確かに込み込みでその料金はできているわけですから、今後も残存する選択約款のメニューと今回廃止されるのを一覧表にさせていただいて、少なくともそれぞれの選択約款について理念はこうだというのぐらいを備考

としてつけていただいたような簡便な一覧表があると、確かに議論しやすいでしょう。松村先生は私と違って大変上品に物をおっしゃるんですが、オール電化についての5%割引は、それは営業でしょうというお疑いというふうに、私なりには翻訳するところでございます。

ほかいかがでしょうか。どうぞ、阿南さん。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

自由化と規制部門と、要するに4割6割の話があったじゃないですか。そして、4割6割に応じた適正な利益を得るところは、どこを見ればわかるのでしょうか、これ。

○安念委員長

つまり、1つは利益率でしょうから、そのあたりからご説明いただいたらどうでしょう。

○東京電力株式会社説明補助者

資料の28ページをごらんいただきたいと思いますが、先ほどの事業報酬が利益かどうかということをご議論のところもあると思いますけれども、仮にそこを基準という形でとらえた場合、事業報酬の比率が全体の規制と自由に配分された費用に対してどれぐらい占めているかという見方をいたしますと、この真ん中の表の計という欄の、規制の欄でいきますと2兆7,201億円、自由ですと3兆423億円とございますが、これに対しましてそれぞれの事業報酬の欄をごらんいただきますと、規制は1,540億円、自由が1,275億円ということで、それぞれの合計で割り戻しますと、事業報酬の比率が規制のほうが5.7%、自由のほうが4.2%とこんな数字になっております。

○安念委員長

それはそうだけでも、実際に稼いだ利益は、率はどうなりますか。

○片岡電力市場整備課長

それは、今28ページでいきますと、これはあくまで料金の原価ベースなので、利益は後ほど、要は原価から実際に販売したもので、結果として利益が出てくるんですね。だから、まず販売量が何対何になっているかと申しますと、28ページの東電さんの資料でいくと、規制が38%、自由が62%というのが、これは販売の量ですね、つまり電気の使った量がこういう比率になっていると。それから、その中で費用はじゃあどうなっているかという、その上で47%対53%になっていると。

じゃ、利益というのがどうかと言われるんですけども、まず原価をつくる際には利益というのはそもそも概念としてはなくて、つまり、総原価と収入が一致するので、そもそも料金をつくる時には利益という概念はまずないんです。ただ、代理的にさっきの事業報酬というものを、これは資本の調達コストということを、ちょっと利益という概念と若干僕は違うと思いますけれども、近似的に置きかえれば、この事業報酬というところの55対45というのが料金をつくった段

階の利益と大体思ってもいいかもしれません。

ただし、これはあくまで料金をつくったときには、したがってその38%だった規制の部分が55にまで、要は規制のほうにたくさん乗っちゃったわけですね。利益といいますか、事業報酬としてたくさん乗ったわけですが、これは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、資本の調達コストなので、資本がたくさん規制と自由に入っているかどうかで決まってくるはずですね。つまり、たくさん設備をつくるために、そのための資金調達コストが必要だというふうに思えば、規制部門は配電部門の要は設備をたくさん使っていますから、その部分で55対45という形で、資金調達コストもよりたくさん設備を使っている規制のほうに乗っかっているというふうに、料金をつくった段階でなっています。

その後、この料金を使って営業というか、実際に電気が売れるわけです。実際にかかった費用もそれぞれ変わってきます。つまり、燃料費がよりたくさん使われたりとか、あるいは人件費がよりかからなかったりとか、いろんなことが起こり得ます。その結果として、じゃ実際の規制の利益と自由の利益というのが出てきます。それは料金をつくったときには予想できないんですけども、実績値としてとった場合に、この前に示しましたけれども、過去10年とってみると、それが規制が3で自由が7だったと。東電でいえば、規制が1で自由が9だったということで、原価をつくるときの比率は今55対45。それが、実績はまだわかりませんが、やってみると、何対何になるかというのは、結果としてわかってくるということになります。

もう一点だけ言いますと、ちょっと私は説明の繰り返しですが、結果として1対9になったあたり7対3になったり、いろいろしてくると思うんですが、料金をもう一回作り直せば、こういう形でもう一回リセットされるんですね。つまり、費用が配分し直されますので、もう一度、さっきの事業報酬でいえば55対45といったような形で、その設備の量に応じた資本調達コストというように割り振りにリセットされます。つまり、もし当初の55対45に比べまして、実際にそれが70対30とか90対10とか、いびつな形に結果としてなったとしても、もう一度料金をつくり直せばそれはリセットされることにはなりません。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

つくり直せばいいということですね。

○片岡電力市場整備課長

はい。料金改定されれば、必ずリセットされます。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

では、適正な利益を得るように作り直したと、自由化と規制の部門が。そうしたら、それまでに、例えば9対1だった場合は、規制部門からの9割の利益について戻さないのでしょうか。



○片岡電力市場整備課長

電気料金のつくり方として、将来費用を見込んで料金は設定するとなっています。したがって、この55対45なりの原価もそれぞれ将来の費用をつくっていますので、過去の実績に合わせて料金を戻すという、そういう形にはこの電気法の制度はなっていない。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

制度がなっていないということなのですね。

○安念委員長

はい、それはそのとおりです。1対9というのはいかにも何ということなんですか、これはでき上がりの数字なので、それを後から手直しをしろというふうになれば、これは制度そのものをいじるしかなくなって、こればかりはどうにもしようがないということですが、おまえの話はどうにもしようがない話ばかりしているじゃないかというおしかりもあろうかとは思いますが。

○片岡電力市場整備課長

繰り返しですけれども、それを従来は自由化部門が赤字のときのみ公表すると。毎年毎年自由と規制のさっきの1対9なのか7対3なのかというのは、行政がチェックしています。毎年チェックしているんですが、そのときに自由化部門が赤字のときのみ公表するというような制度でした。したがって、それまでは実際積み上げてどうなっていたかというのは、今回わかったように、一般にはわからなかったわけです。それを今回の制度を見直しまして、毎年毎年公表することにはしました。そうすると、1年でもし1対9とか、もっとひどくなっていれば、そうすると、さっきおっしゃったように、料金はリセットすべきという圧力は恐らく高まるとは思います。

その上で、原価算定期間終了、今回は3年ですけれども、3年を通して、それをまた毎年毎年そうやって公表してみて、その結果、原価と実績の乖離が大きく異なっているということがあれば、それは行政としても評価した上で、先ほど申しましたように、最後は伝家の宝刀ということもありましたけれども、23条でリセットしなさいと、料金をつくり直しなさいという命令を出すことは電事法上できるんですが、消費者委員会のご議論では、その伝家の宝刀は余りにも伝家の宝刀なので、もっと前段階で何らかのそういう料金をリセットさせるということができないかを検討すべきだということは、課題としていただいているというふうに思います。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

すみません。

○安念委員長

どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

確認しますが、要するに、リセットはできるけれども、それを払い過ぎたものを……

○安念委員長

吐き出せと。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

そうです。

○安念委員長

それはできないと思います。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

それはできない。今の仕組みではできない。

○片岡電力市場整備課長

払い過ぎたという表現がどうかというのはちょっとあると思うんです。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

消費者側から言えば払い過ぎたものですよ。

○片岡電力市場整備課長

利益の水準が、どの水準利益が適正かということも、それはあるかと思います。払い過ぎたという概念がちょっとあいまいなので難しい。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

払い過ぎていますよ、私たちから言えば。

○安念委員長

それを戻す方法は、少なくとも消費者に直接戻す方法はないということですよ、現行の制度のもとでは。

○八田委員

その代わりに、反対の場合も消費者は払う必要ないわけです。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

反対の場合も払わなくていい。

○安念委員長

つまり、損しちゃった。それはあり得ますよね。例えば、電気料金が突然、構成が変わってしまったような場合ですわね。

○片岡電力市場整備課長

だから、両方ともしばらく赤字で我慢するという。東電はもう既に赤字になっているんですけ

れども。我慢するとか、各社も今回、原子力がとまって赤字が多いですけども、それはそういう意味では、だからその赤字を……

○安念委員長

過去の赤字を将来の料金で埋めることもできないんです。

○片岡電力市場整備課長

できません。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

ということですね。

## 5. 開会

○安念委員長

さて、きょうはこれぐらいにしましょうか。大分積み残しましたな。きょうはスマートメーターまでちょっと議論していただきかけたんですが。それはまたとして、これはなかなか消化し切れるものではございませんが、福島第一にかかわる損害賠償対応費用や、それから安定化の費用の問題をどうするか、それから長期間停止するであろう原子力発電所の、特に減価償却費に含めるかどうかの問題、これらは大玉でございまして、これらについてはまだ結論が出ておりません。いろんなお考え、考えのパターンについてはお示しいただきましたが、まだ結論は出ておりませんし、それからきょうの、これも大きな問題ですが、 $\beta$ 値をどういうふうに観測するかという問題についてもまだ出ておりません。それから、直接の議題になるのかどうかはともかくといたしまして、選択約款の合理性ということについてもやはりこれは当然、一悶着ある話でございますので、これについてもまだ結論が出ていないということでございまして、先生方、お忙しい中大変恐縮でございますが、もう一回追加で議論をしないと、とてもダイジェストできそうにございません。

そこで、まことに恐縮でございますが、もう一回させていただきたいのでございますが。うれしいとおっしゃる方はいらっしゃらないと思うんですが、そこを曲げて何とかもう一回セッションをさせていただきたいのでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思いますので、日程につきましては片岡さんからご説明いただけますでしょうか。

○片岡電力市場整備課長

あらかじめいただいた日程の中から最短でちょっと選ばせていただきますと、あさって6月22日金曜日の10時半からということになるかと思っておりますので、急ではございますけれども、よろ

しくお願いしたいと思います。各委員及びオブザーバーの方にもまた引き続きご案内しますので、よろしく申し上げます。詳しいご案内等、一般の方につきましては、ホームページにおいてもご案内させていただきます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それじゃ、オブザーバーの皆さん、それから、きょうは特に消費者委員会の関係の方など、どうもありがとうございました。東電さんもどうもありがとうございました、毎回毎回。

それでは、きょうはこの辺にいたしましょう。どうもありがとうございました。

——了——